

平成18年第3回京丹波町議会定例会（第1号）

平成18年9月12日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成18年9月12日

14日間

至 平成18年9月25日

第 3 諸般の報告

第 4 請願の委員会付託

第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 6 議案第82号 京丹波町放置車の防止に関する条例の制定について

第 7 議案第83号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第84号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第85号 京丹波町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第86号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第87号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第88号 京都中部広域消防組合同規約の変更について

第13 議案第89号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）

第14 議案第90号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第15 議案第91号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）

第16 議案第92号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第17 議案第93号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）

第18 議案第94号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 1 9 議案第 9 5 号 平成 1 8 年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 9 6 号 平成 1 8 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 1 議案第 9 7 号 平成 1 8 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 議案第 9 8 号 平成 1 8 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 3 認定第 3 5 号 平成 1 7 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 4 認定第 3 6 号 平成 1 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 3 7 号 平成 1 7 年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 3 8 号 平成 1 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 7 認定第 3 9 号 平成 1 7 年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 8 認定第 4 0 号 平成 1 7 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 4 1 号 平成 1 7 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 0 認定第 4 2 号 平成 1 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 1 認定第 4 3 号 平成 1 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 2 認定第 4 4 号 平成 1 7 年度京丹波町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 3 認定第 4 5 号 平成 1 7 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 4 認定第 4 6 号 平成 1 7 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 5 認定第 4 7 号 平成 1 7 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第36 認定第48号 平成17年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第37 認定第49号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第38 認定第50号 平成17年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第39 認定第51号 平成17年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について
- 第40 認定第52号 平成17年度京都府市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の認定について
- 第41 報告第2号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況について
- 第42 報告第3号 株式会社丹波情報センターに関する経営状況について
- 第43 報告第4号 財団法人丹波ふるさと振興公社に関する経営状況について
- 第44 報告第5号 財団法人瑞穂町農業公社に関する経営状況について
- 第45 報告第6号 財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1番 西山和樹君
- 2番 室田隆一郎君
- 3番 東まさ子君
- 4番 片山孝良君
- 5番 横山勲君
- 6番 坂本美智代君
- 7番 今西孝司君
- 8番 小田耕治君
- 9番 畠中勉君
- 10番 山田均君
- 11番 藤田正夫君

12番 山内武夫君
13番 篠塚信太郎君
14番 吉田忍君
16番 野口久之君
17番 野間和幸君
18番 岡本勇君

4 欠席議員（1名）

15番 山西桂君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	松原茂樹君
助役	上田正君
助役	堀郁太郎君
教育長	山本和之君
参事	寺井行雄君
参事	田淵敬治君
瑞穂支所長	森田一三君
和知支所長	片山長男君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	岩田恵一君
住民課長	岩崎弘一君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	朝倉富雄君
地域医療課長	上田進君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	田井勲君
教育次長	長谷川博文君
監査委員	人見亮君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	伊 藤 康 彦
書 記	山 内 圭 司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

はじめに当たりまして、秋篠宮殿下、同妃殿下には、9月6日に親王殿下のご誕生を心からお喜び申し上げます。お健やかなご成長をお祈り申し上げます。

議員の皆様には、ますますご壮健でご活躍のことと、お喜び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、平成18年第3回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番議員・篠塚信太郎君、14番議員・吉田 忍君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの14日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの14日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、諮問第1号のほか、40件です。

後日、町長から追加議案の提出がある予定であります。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

去る9月5日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した要望書等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月現金出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本定例会の、瑞穂ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので、報告いたします。

山西 桂君から、通院治療のため、本定例会期間中欠席する旨の届けを受理しております。

下伊豆会計課長から、通院治療のため、欠席する旨の届けを受理しております。

本日、本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんにはよろしくお願いいたします。

また、全員協議会終了後、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆様には、あわせて大変ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、請願の委員会付託》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、請願の委員会付託を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配付の「請願文書表」のとおりです。

請願第2号は総務文教常任委員会に、請願第3号は産業建設常任委員会に付託いたします。

《日程第5、諮問第1号～日程第40、認定第52号》

○議長（岡本 勇君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第40、認定第52号 平成17年度京都府市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の認定についてまでの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第40、認定第52号 平成17年度京都府市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日ここに、平成18年第3回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さわやかな朝晩となり、秋の気配を日一日とを感じるこのごろでございますが、9月からの天候不順により稲の倒伏が散見され、心配されているところでもあります。丹精が報われる実りの多い秋となりますことを切に願うものであります。

今期定例会は、合併後間もなく1年を迎えようとする中、京丹波町発足後、初の決算を上程させていただくことになりました。それぞれ旧町予算を引き継ぎ、執行いたしましたものがほとんどであります。旧町ごとに培われた行財政執行のあり方に戸惑いながらも、住民サービスの停滞を招くことがないように、理解を深めつつ、行財政事務の整合に取り組んでまいりました。

円滑な行政運営にご指導、ご鞭撻いただいております議員各位、町民の皆様に、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、この合併を契機として、社会福祉協議会やシルバー人材センターの合併、各種団体の統合がなされ、近くには森林組合の合併、また商工会の合併に向けた協議がスタートするなど、簡素で効率的な運営に向けた取り組みが着々と始まっております。

町民の皆様にとって、また町政を運営していくに当たりまして、町内で均衡ある事業や活動が展開されますことは、一体感の持てるまちづくりの大きな原動力となるものであります。所期の目的に沿った円滑な運営がなされることを期待いたすものであります。

本町といたしましても、去る8月10日に、京丹波町総合計画審議会を設置し、まちづくりの指針となる京丹波町総合計画の策定に向けての調査、研究を進めていただいております。

本計画の策定は、町民の皆様と町のあり方にかかわることであり、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼす事柄であります。地域や行政が置かれている現状、今後の見通しを十分に認識し、町や地域の将来像を描くことができるよう、的確な情報を提供し、まちづくりをみんなの共通の課題としてとらえ、進めてまいりたいと考えております。

その上で、期待される役割を適切に果たすためにいかなる方策が望ましいのかを、主体的に検討していかなければならないと考えております。

議員各位には、格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

先ごろ、総務省の来年度予算概算要求が公表されております。これによりますと、地方財政規模は今年度と同額の83.2兆円としながらも、地方交付税は出口ベースで2.5%減の

15兆5,000億円となっております。税源移譲により地方税が2.6%伸びるという前提ではありますが、合併により地方団体の経済格差はより拡大したと言われる中、総額だけの議論でなく、自主財源に乏しい地方団体への財政の健全性が確保されるよう強く願うとともに、今後の動向に十分留意し、行財政運営を図ってまいりたいと存じます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、任期満了となります西山園子委員について、引き続き委員として推薦いたしたく意見をお伺いするものであります。

平成16年1月から、人権擁護という極めて幅の広い重要な活動に誠心誠意ご尽力いただいております。人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通され、信望の厚い方であります。再度推薦させていただくことをお願いしております。

議案第82号 京丹波町放置車の防止に関する条例の制定につきましては、公共の場所等における自動車等の放置を防止し、公共の場所等の機能と、良好な環境保全を図ることを目的として制定しようとするものであります。

議案第83号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、障害者自立支援法の施行により、地方公務員災害補償法の関連規定の改正がされましたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第84号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法の一部を改正する法律等の施行により、一定の所得課税額に該当する70歳以上の被保険者の一部負担金及び出産育児一時金について改正を行うものであります。

議案第85号 京丹波町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第86号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第87号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防組織法の一部が改正され、条文番号の整理が行われましたことから、本町条例に規定する引用条項について改正を行うものであります。

議案第88号 京都中部広域消防組合規約の変更につきましては、合併による構成市町の減少と管内の南丹病院組合や衛生管理組合の議員定数を踏まえ、さらにスリム化を図るため、議員定数及び選出区分の改正を行うものであります。

議案第89号 平成18年度京丹波町一般改正補正予算（第2号）につきましては、補正前の額103億4,100万円に、今回3億6,630万円を追加し、補正後の額を107億730万円とすることをお願いするものでございます。

まず、共通的な項目につきましては、4月からの給与改定あるいは人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

主な補正につきましては、総務費では、地方財政法第7条の規定によります減債基金の積み立てに2億500万円を計上いたしております。

実質公債比率の縮減は、今後の財政運営の大きな課題であり、条件が整い次第、繰り上げ償還等の事務を進めてまいりたいと存じます。

また、地域振興補助金に1,112万円を計上し、地域集会所や公園の整備事業に補助することといたしております。

さらには、合併浄化槽設置整備事業に、新たに14基分、539万円を追加し、環境保全、快適な住環境の整備促進を図ることといたしております。

社会福祉費では、瑞穂共同作業所の屋根修繕工事に431万円を計上し、良好な作業環境の整備を図るほか、老人保健、介護保険特別会計の繰出金に2,175万円、農林業の振興面では集落営農組織への農業機械導入等補助金に605万円、高齢者の担い手支援に105万円を新たに計上したほか、農産物被害に対する有害鳥獣対策に444万円を追加いたしております。

道路維持新設改良費には、交通安全対策として、丹波地区高岡地内の町道7号線改良に630万円をはじめ、総額で4,097万円の追加をお願いしております。

また、7月中旬からの梅雨前線豪雨による災害復旧についてであります。農林施設災害復旧に6,886万円、土木施設災害復旧に1,755万円余りを計上し、早期の機能回復に努めてまいりたいと存じます。

このほか、事業の進捗により、精査及び調整を加え、編成いたしましたものでございます。

なお、投資的な経費につきましては、地域経済の維持拡大のために、早期執行を念頭に置き、事業推進を図ってまいり所存であります。

歳入といたしましては、一般財源で確定いたしました普通交付税2億5,181万円、前年度繰越金2億7,531万円の追加額を主なものとして、関連する特定財源の精査により編成いたしましたものでございます。

議案第90号 京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)では、事業勘定において、補正前の額17億2,626万3,000円に、今回1億3,070万8,000円を追加し、補正後の額を18億5,697万1,000円とするものであります。

本年度の老人医療費拠出金や介護納付金の確定、過年度分の精算に伴う国・府支出金等の返還金措置、また新たに保険料の平準化と財政の安定化を図るため、保険財政安定化事業が

創設されましたことから、所要の追加補正をお願いいたしております。

和知診療所勘定では、人件費の補正を主なものとして、補正前の額3億7,788万4,000円から、今回385万3,000円を減額し、補正後の額を3億7,403万1,000円とするものであります。

議案第91号 京丹波町老人保健特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額26億765万4,000円に、今回3,004万4,000円を追加し、補正後の額を26億3,769万8,000円とするものでございます。

過年度の医療費支弁実績の確定による国・府支出金等の返還金について、所要の追加計上をいたしております。

議案第92号 京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額14億4,470万円に、今回1億6,477万3,000円を追加し、補正後の額を16億947万3,000円とするものであります。

要介護者の増加に伴う介護サービス給付費等の追加及び過年度の給付費等の精算による国・府支出金の返還金について、追加計上いたしましたものであります。

議案第93号 京丹波町水道事業特別会計補正予算(第2号)では、補正前の額18億3,442万8,000円に、今回7,344万7,000円を追加し、補正後の額を19億787万5,000円とするものであります。

丹波地区下山地内の畑川河川改修に伴う水道管移設工事費、簡易水道事業基金への積み立てを主なものとして、所要の追加計上をいたしております。

議案第94号 京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)では、人件費の減額補正により、補正前の額10億4,410万円から、今回131万8,000円を減額し、補正後の額を10億4,278万2,000円とするものであります。

議案第95号 京丹波町土地取得特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額8万1,000円に、今回1,503万6,000円を追加し、補正後の額を1,511万7,000円とするものであります。

土地開発公社選考取得用地である和知地区才原地内の土地1,668.7平米について、買い戻しを行うものであります。

議案第96号 京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)では、補正前の額1億5,355万8,000円に、今回200万1,000円を追加し、補正後の額を1億5,555万9,000円とするものでございます。人件費及びバス購入費の精算を主なものとして計上しております。

議案第97号 京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額1,517万1,000円に、今回348万円を追加し、補正後の額を1,865万1,000円とすることを願うするものでございます。財産収入による財政調整基金への積み立て等を行うものであります。

議案第98号 京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）では、過疎債の充当など、有利な企業債の補正を行うものであります。

続きまして、平成17年度決算認定議案につきまして、概略をご説明申し上げます。

今回の決算につきましては、合併以後の京丹波町としての決算であります。年度途中での引き継ぎ決算であり、歳出予算の執行は旧町で決算されながら、財源である歳入決算のみ新町において収納されるなど、必ずしも歳入財源と歳出の事業執行とが一致しない決算となっております。

そのような中で、できるだけ適正な予算の見積もりと、執行の適正、的確性に努めたところではありますが、不用額が多額になるなど、精度に欠ける部分も生じておりますことをまづもってご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

また、まことに申しわけなく思うわけではありますが、今回の決算を調整いたす中で、6月定例会で認定いたしました瑞穂病院事業会計決算の収益的収入において、一般会計からの繰入金に計上誤りが判明いたしました。

このことの修正につきましては、地方公営企業法施行令の規定により、今回提案させていただきました決算の中で特別損失として計上させていただいたところでありますが、内部事務の点検の甘さに起因するものであり、深くおわび申し上げますとともに、執行全般にわたり、誤りなきよう徹底を図ってまいり所存であります。ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入68億9,523万円、歳出64億6,809万円、うち翌年度への繰越財源1,890万円を差し引いた実質収支では、4億824万円の黒字となりました。

これに、15特別会計を加えた決算総額は、歳入121億3,044万円、歳出115億917万円、実質収支は6億237万円の黒字となっております。

しかし、一般会計では、3町の打ち切り決算において6億1,000万円の基金を取り崩しており、旧町の決算を合算しての実質的な単年度収支では、3億52万円余りの赤字となるところであります。

一般会計での主な概要であります。合併に向けて取り組んでまいりました庁舎改修や電

算統合工事に4億2,500万円余りを執行いたしております。

また、設置いたしました瑞穂、和知支所には、1億6,170万円を執行し、本町と連携しながら円滑な行政運営に努めたところであります。

健康被害が大きく問題となりましたアスベスト対策につきましては、旧町に引き続き、さらに詳細な調査を実施し、必要な対策を講じたところであり、2,055万円を執行いたしております。

本町にとって課題となっております情報基盤の整備につきましては、和知地区内の基盤整備として、地域イントラネット基盤施設工事に2億7,615万円を執行し、完成を見たところであります。施設を有効に活用し、将来に向けた全町域でのネットワーク化に向け、調査、研究を進めているところであります。

その他、合併での協議に基づく施策を引き継ぎながら、福祉面では、高齢者、障害者の方々が安心、快適に暮らすことができる環境づくり、児童福祉における次世代育成、子育て環境の拡充に努めたところであります。

合併により拡充された出産祝い金制度には、延べ41人、365万円の執行をいたしております。

また、住民が健康で明るく生き生きとした生活維持のため、各種健診、予防事業をはじめ、瑞穂病院事業、国保介護保険事業などに所要の繰り出しを行い、健全な運営に努めたところであります。

農林水産業の振興につきましては、担い手の減少と高齢化の進行による農地の荒廃、集落営農機能の低下が懸念される中、担い手の連携による農地保全や特産振興など、生産性の高い農業の実現に引き続き努めたところであります。

集落営農組織など、農業振興を図る各種の支援に1億7,482万円、生産性を高める農業基盤の整備には3億8,043万円余りを執行いたしております。

道路事業では、合併後、認定路線数688路線、総延長386.6キロメートル余りとなり、今後とも計画的な整備に努めるところであります。

17年度は、交通安全施設の設置をはじめ、道路維持、新設改良工事に3億5,886万円を執行いたしております。

また、大災害となった台風23号をはじめとする16年災害復旧事業には、総額3億4,368万円を執行し、復旧事業を終えることができたところであります。

教育面では、総額3億3,688万円を執行いたしております。最近の学校における教育環境は、悲惨な事件が続発し、教育をはぐくむほかに、不審者の侵入や暴力からも児童の安

全を守らなければならない残念な状況にあります。それぞれ地域ぐるみで「見まもり隊」を組織していただくなど、児童の安全、事故の防止に努めていただいておりますことに、大変心強く思っております。

今後とも、安心・安全はもとより、少子化の中での教育問題などに対する取り組みを強化し、教育の向上充実に努めてまいりたいと存じます。

以上、主たる決算概要について申し上げさせていただきましたが、合併以後の約半年間の決算であり、歳入や財政構造につきましては、前年度と比較しがたいところであります。

従いまして、以下につきましては、資料もお配りいたしておりますが、旧3町分を合算いたしました1年間の普通会計ベースについて、財政の体質面を含め、申し上げたいと存じます。

地方税では、17億364万円と、前年度とほぼ同額になりました。

徴収率につきましては、まことに残念であります。前年度を下回る結果となっております。税の負担の公平性を確保する観点から、努力を重ねているところではあります。効果が結果としてあらわれないことはまことに残念であります。現状を重く受けとめ、本年6月より、内部組織として町税等徴収率向上対策委員会を設置し、各会計連携のもとに、徴収強化月間や夜間臨時納付窓口の取り組みなど、体制を強化したところあります。

なお一層の収納率の向上と納税意識の高揚に努めますとともに、厳正な法的手段を講じてまいりたいと考えております。

また、今回、税等の徴収に不公平感がないように慎重に対処しながら、法令の根拠に照らし、不納欠損処分を、一般会計1,594万円、国保税616万円、介護保険料175万円余りをさせていただきました。貴重な自主財源が徴収に至らなかったことはまことに申しわけなく思うわけですが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

譲与税交付金関係では、税源移譲による増額要素を含め、前年度に比較し、2,090万円増額の6億1,590万円。地方交付税では、公債費算入額の増加や、合併に伴う特別交付税措置により2億236万円増の47億4,035万円となっております。

交付税制度そのものの制度改正が進められており、合併後の算定特例がどのように維持されるか、今後の動向に十分留意した財政運営に努めてまいりたいと存じます。

また、歳出では、支出を拘束する人件費、扶助費、公債費の義務的経費で5億4,246万円減額の46億5,077万円を執行しております。

その他の経費につきましては、合併による準備経費、災害復旧事業を主な要因として、物件費で8,093万円、投資的経費で9億534万円と伸びを示しましたが、他の歳出項目

につきましては大きく減額決算となっているところであります。

このような決算状況の中で、財政構造の指標となります経常収支比率は93.6%、起債制限比率15.1%、実質公債比率に当てはめると19.6%となり、依然として硬直した財政構造となっております。これらの厳しい状況を踏まえ、経常的な経費の節減はもとより、受益と負担の公平性が確保できる適正な財政運営になお一層の努力を重ねてまいりたいと存じております。

なお、特別会計の決算状況につきましては、15特別会計で、歳入総額52億3,521万円、歳出総額50億4,108万円、実質収支1億9,413万円となっております。

瑞穂病院事業会計では、消費税を除いた収益的収支で、総収入額3億4,822万円、総支出額3億8,373万円、収支差し引き3,551万円の純損失となりました。

また、消費税を含む資本的収支では、収入総額406万円、支出総額1,921万円となり、不足する1,515万円について、過年度分損益勘定留保資金で補てんしたところであります。

以上申し上げまして、行政報告並びに提案理由説明とさせていただきます。

提案させていただきます議案は、36件であります。

細部につきましては、収入役職務代理、また所管する課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、工事請負契約案件につきましては、目下調整中でございますが、整い次第、追加提案させていただきますたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 今の最後の案件で、はい、総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 申しわけございません。36件が正規の議案数でございます。訂正して、おわびいたします。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

議案の説明は、日程順にお願いいたします。

田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 失礼いたします。それでは、任期満了に伴います人権擁護委員候補者の推薦につきまして、補足説明をさせていただきます。

現在、京丹波町では、11名の人権擁護委員さんにご活躍いただいております。そのうち、西山園子さん1名の任期が本年末に満了となることから、人権擁護委員候補者として法務大臣に再推薦いたしたく、ご意見をお聞かせ願うものでございます。

推薦させていただきました西山園子さんは、京丹波町猪鼻曾都田18番地2にお住まいで、昭和29年9月17日にお生まれの方でございます。

現在、1期目の人権擁護委員さんとして経験もお積みいただいています。園部人権擁護委員協議会常務委員や、京都府人権擁護委員連合会、男女共同参画社会推進委員の経験もあり、積極的な活動にご従事いただいているところでありますので、人権擁護委員候補者として再推薦いたしたいので、ご意見を求めるものであります。

よろしくご審議賜りまして、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、続きまして、議案第82号 京丹波町放置車の防止に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

現在、本町における放置車に関する条例としましては、旧丹波町の放置自転車等の防止に関する条例及び放置自動車の発生の防止及び適正な措置に関する条例が暫定例規として掲載されています。

今回、本町全域を対象とした放置車対策の条例制定についてお願いをするものでございます。

本条例を制定するに当たっての基本的な考え方は、その土地または施設の管理権限を有する者が、それぞれに関係する上位法や管理条例などに基づいて対応するというところでございます。

従いまして、この条例の対象とする区域は、道路、河川、農林業用の道路などを除きました、町が所有または管理する公園、広場、その他これに類する公共の用に供する場所でございます。これらの場所につきまして、条例で根拠規定を定めることによりまして強制措置を可能にするものでございます。

当然のことでございますが、町が所有権を持たない私有地内につきましては対応できません。

それでは、条例の内容につきまして、順次ご説明させていただきます。

第1条、目的では、対象物を自動車から自転車までとし、公共の場所などにおける機能と美観を保全するとともに、町民の良好な生活環境を確保することとしています。

第2条は、それぞれの定義で、第6号では、車から離れているために直ちに移動できない状態をもって、放置と規定しています。

第3条から第6条は、町長及び所有者、事業者などの責務についての規定でございます。

第7条は、重要事項を調査、審議する必要が生じた場合は、協議会を設置できることとしてあります。

第8条から第16条は、放置車に対する手続を規定しています。特に、第15条第2項では、措置に要した費用は所有者などに負担させることができるとしています。1台当たり2,000円に実費を加算したものでございます。

また、第16条では、一定期間が経過すれば、所有権が町に帰属し、町において処分することができることとなります。詳細につきましては、参考資料として条例を図解したものを添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、罰則につきまして、地方自治法第14条第3項の規定によりますと、条例に違反したのに対して2年以下の懲役から5万円以下の過料までを科する旨の規定を設けることができますとなっておりますが、その実効性はほとんど期待できず、経費の増大にしかならないものと考えられることから、規定しないことといたしました。

以上でございます。

ご審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、引き続きまして、議案第83号 京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げたいと存じます。

ページの最後に、新旧対照表を添付しておるところでございますが、今回の改正につきましては、障害者自立支援法の成立及び施行に伴いまして、従来身体障害者福祉法に基づく身体障害者養護施設として障害者を支援する施設が、障害者支援施設に移行するということになっております。

これに伴いまして、上位法でございます地方公務員災害補償法、この規定が改正され、この10月1日から施行されることになっております。

本町条例につきましては、この規定が第10条の2の介護補償というところに規定されておるわけでございますが、その中での、補償を行わない場合の規定について、上位法と同様に改正を行わせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） それでは、続きまして、議案第84号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

内容的には、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、高齢者の自己負担の見直しといたしまして、70歳以上の高齢者のうち、現役並みの所得、課税所得で申し

ますと145万円を超える者の自己負担割合を、2割から3割に見直しをいたします。

また、現金給付の見直しとしまして、少子化対策の一面とともに、出産における経済的負担の軽減等を図るためということで、出産育児一時金の規定の30万円を35万円に引き上げることとなりまして、関係条例の改正を行うものでございます。

具体的には、本案と添付させていただいております新旧対照表のとおり、第4条及び第5条の関係条文の一部について、改正を加えさせていただいております。

なお、施行期日につきましては、附則において、平成18年10月1日といたしております。

以上、本条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第85号、それから86号、87号につきまして、改正理由が同様でございますので、一括ご説明を申し上げたいと存じます。

今回の改正につきましては、消防組織法の引用条項の改正ということで、法律の内容が改正されたものではないわけでございますが、議案の85号につきましての改正は、消防組織法の第15条第1項というところが、第18条第1項というふう置きかえられたということでございます。

この消防組織法の第18条第1項という中身でございますが、これにつきましては、消防団の設置、名称、区域、こういったものは条例で定めるというふうに規定がなされておるのでございます。

それから、続きましての議案第86号でございますが、これにつきましても、消防組織法の根拠の規定条文が第24条第1項に改正されるというものでございまして、この中身につきましては、損害補償を条例で定めて補償しなければならないというふうに規定されている内容となっております。

それから、議案第87号の改正後の消防組織法第25条という内容につきましては、退職金を条例で定めて支給しなければならないという根拠規定ということになっているところでございます。

以上、議案の第85号から87号までの説明とさせていただきます。

続きまして、議案第88号 京都中部広域消防組合理約の変更についてでございますが、今回の改正につきましては、平成19年1月1日から、定数を16人から10人、あわせて選出区分をそれぞれ、亀岡市5人、南丹市3人、京丹波町2人とする変更でございます。

定数の配分につきましては、人口構成比と組合の負担金構成比から配分されたということ
を伺っておるところでございます。

以上、議案第88号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第89号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につ
きまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

今回の補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ3億6,630万円を追加
させていただきまして、補正後の額を107億730万円とさせていただくものでございま
す。

少しページをめくっていただくわけでございますが、第1表については、後ほど事項別明
細書によりご説明を申し上げたいと思います。

6ページの第2表、地方債の補正でございます。

今回の地方債の補正といたしましては、新たに一般公共事業債270万円をお願いいたし
ております。追って歳出予算にも出てくるわけでございますが、災害復旧の林地崩壊防止事
業、これにかかわります特定財源を除いた部分での地方債の発行を行うものでございま
す。

それから、災害復旧事業も新たに2,060万円を発行することをお願いいたしておりま
すが、これにつきましても、追って災害復旧事業のところに出てまいります7月の豪雨災害
における復旧事業の財源として、所要の発行をお願いするものでございます。

合併特例事業でございますが、これにつきましては、償還期限、これを10年から20年
にということでの補正をお願いいたしております。後年度の負担の平準化を図ることを目的
として、今回補正をお願いするものでございます。

なおまた、減税補てん債、臨時財政対策債につきましては、国から算定された数字が示さ
れておりますので、それに基づきまして所要の補正をお願いするものでございます。

以上によりまして、今回の地方債の補正につきましては、3,390万円増額の14億8,
180万円とさせていただくことをお願いしております。

次に、少しまたページをめくっていただきまして、事項別明細書の8ページ、歳出からご
説明を申し上げたいと存じます。

まず、町長も申されましたとおり、共通的な部分でございますが、人件費につきましては
4月1日からの給与改定に伴うもの、また4月1日付、6月1日付での人事異動に伴う調整
を行わせていただいたものがほとんどでございます。

また、それぞれの予算の中で減額補正分が出てくるわけでございますが、現状の進捗状況
から精査を加えたものでございますので、説明については省略をさせていただきたいと思

ます。

主な追加補正分についてのみ、ご説明をさせていただきたいと思います。

9ページの下段でございますが、財産管理費でございます。

減債基金の積み立てに2億500万円を計上させていただきます。

17年度からの繰越金が、合わせまして4億823万円余り繰り越してきたわけですが、従いまして、この額の2分の1以上を地方財政法の規定によりまして積み立てをお願いいたすものでございます。

このことによりまして、基金の総額でございますが、5億9,700万円余りに積立金になろうかというふうに思っております。年度末までに一定事務調整を行いまして、繰り上げ償還を行うように検討させていただきたいというふうに思っております。

次のページの10ページでございます。

諸費の負担金・補助及び交付金の50万円、街灯設置補助金につきましては、町内の10地区から申請がございました分について、今回計上させていただいたものでございます。

11ページの地域振興事業の負担金・補助及び交付金、自治振興補助金でございます。1,152万2,000円を計上させていただいております。町内の16地区から申請がございまして、集会所の備品あるいは施設整備、公園施設等に2分の1の補助率でもって補助金を交付させていただくものでございます。

少し飛ぶわけですが、14ページの社会福祉費の障害者福祉費の関係でございます。

委託料といたしまして、日中一時支援事業委託料175万6,000円を計上させていただいております。10月1日からの障害者自立支援法の施行によりまして、いわゆる障害者の日中における活動の場の提供、あるいは家族の就労や一時休息を目的とするデイサービス、こういった関係で、利用者8名分を見込んで新たに計上させていただいたものでございます。

なお、工事請負費では、瑞穂の共同作業所の修繕工事として431万8,000円、また扶助費では補装具の給付扶助費に120万円ということでございまして、これにつきましても10月1日からの障害者自立支援法の施行に伴うものでございますが、その下段の身体障害者日常生活用具の給付扶助費ということで、法律の施行に伴う振りかえの予算計上ということでご理解を賜っておきたいと思っております。

15ページの老人福祉費の繰出金でございますが、老人保健特別会計あるいは介護保険特別会計に所要の繰り出しを行うことといたしております。

介護保険の繰り出しにつきましては、その保険給付費の繰出分としては1,625万円、

地域支援事業の繰出金として20万1,000円ということの合算額でございます。

それから、少し飛びますが、18ページ、上段の保健衛生費の環境衛生費につきましては、町長も提案理由で説明されましたように、合併浄化槽の設置補助金として539万4,000円を追加計上させていただいたところでございます。

それから、19ページの農業振興費でございます。

それぞれ負担金・補助及び交付金ということで、茶園管理機等整備事業補助金ということで、24万2,000円を計上させていただいております。瑞穂地区の大朴協同生産組合に対する保冷库の購入に対する補助金でございます。

そのほか、農業機械導入補助金として、集落営農組織、旧和知地区の安栖里、大倉、坂原、広野、こういったところの営農組織に対しまして機械の導入補助金を、2分の1を補助するものでございます。581万3,000円を計上させていただいております。

戦略的豆産地条件整備事業補助金につきましては、黒大豆の脱粒機ということで、中山の営農組織に対しまして58万5,000円の補助金を交付させていただくものでございます。

次のページでございますが、高齢者等活動支援事業補助金ということで105万円を計上させていただいております。瑞穂地区の戸津川でのユズの振興に伴います農用モノレール、これの整備補助金ということで、京都府50%、町20%の補助金を交付させていただくものでございます。

農地費では、農林漁業事業の補助金として129万2,000円計上させていただいております。町内の5カ所の水路改修等に伴う補助金、2分の1を交付させていただくものでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、22ページの林業振興費でございます。

ここに、有害鳥獣の捕獲事業ということで、444万円の追加をさせていただいております。

なおまた、工事請負費につきましては400万円、林道開設工事あるいは道路修繕工事ということでの所要の追加をお願いいたしているところでございます。

ページを飛びますが、24ページ、道路橋りょう費でございます。

一番上段の委託料につきましては、京丹波町に合併いたしましての道路台帳の整備ということで、これは交付税と密接な関係があるわけでございますが、650万円の新規計上をさせていただいております。

そのほか、道路維持費では、道路橋梁の維持管理に876万円、あるいは交通安全施設の設置事業に630万円の追加をお願いしているのをはじめまして、道路新設改良費では2,

591万円の今回追加をお願いするものでございます。

25ページの河川改良費の関係でございますが、2カ所の河川改良工事あわせまして366万円の追加をお願いするものでございます。

26ページの消防費でございますが、消防施設あるいは消防機械器具の購入補助金といたしまして、これは表示板でございますとか、消火栓ボックス、こういったものの購入の補助金でございますが、2分の1を補助させていただくということで、各地区から申請を受けまして集計をさせていただいたところの補助金額185万1,000円を今回追加させていただいております。

以下、少し飛ぶわけでございますが、30ページの中学校費でございます。

工事請負費として、今回、瑞穂中学校ののり面対策工事110万円を計上させていただいております。

そのほか、教育費につきましても、精査によります所要の調整を行わせていただいたものでございます。

少し飛びますが、34ページの災害復旧費でございます。

今回の災害にかかわりましたの復旧費といたしまして、農地農業施設災害復旧事業費では、合わせまして5カ所の災害復旧事業費として1,888万3,000円を計上させていただいております。

林業施設の災害復旧事業につきましては、林道が2カ所、それから林地崩壊防止事業、これも2カ所ということで、合わせまして4,998万5,000円の追加をお願いいたしております。

35ページの公共土木施設災害の復旧費でございますが、道路1件、河川が3件、合わせましてその4件について、総額1,755万5,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、歳出について、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

戻っていただきまして、歳入予算、3ページからでございますが、歳入予算につきましては、一般財源について少し触れさせていただきたいと思っております。

3ページの一番上段の地方特例交付金でございますが、これにつきましては数値が確定いたしまして、若干当初予算過大見積もりの部分もございまして、今回、543万1,000円減額をお願いいたしております。

なお、普通交付税につきましては、2億5,181万5,000円追加をさせていただくことで確定をいたしたところでございます。

そのほか、一般財源に関する部分では、6 ページでございますが、前年度の繰越金ということで、今回2億7,531万9,000円を追加させていただいております。

従いまして、一般財源の今回の追加額と合わせまして、当初予算から財源不足に対応するために繰り入れをすることといたしておりました財政調整基金の繰り入れでございますが、今回、2億9,973万8,000円は基金の方に戻すことができるのではないかとというふうに思っておるところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第89号 一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） それでは、議案第90号 平成18年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、事業勘定分についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,070万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,697万1,000円とすることを願ひするものでございます。

冒頭、町長から説明もあったところでございますが、このたびの補正で特に特徴的なものとしたしまして、国の示す医療制度改革により、市町村間の国保税等の平準化と、国保財政安定化を目指した互助事業としたしましての仕組みとして、保険財政共同安定化事業が創設をされました。本年10月から、京都府下各市町村保険者が参画をいたしまして、新たに歳入歳出予算についての予算化が必要となったことが挙げられます。

それでは、細部についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の6ページのまず歳出からでございますが、上段の第3款、老人保健拠出金でございますが、本年度におきます拠出金額が2億9,971万5,000円と決定いたしまして、1,265万円を減額いたしております。

次に、同じく6ページの中段の第4款、介護納付金におきましても、拠出金額が1億375万1,000円と決定いたしましたことから、29万円を減額いたしております。

同じく、6ページの下段の第5款、1目の高額医療費共同事業拠出金につきましても、京都府国保連合会が推計値を示すわけでございますが、その変更に伴いまして423万9,000円を減額いたしております。

次に、同じく6ページの下段の第5款、3目でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金が今回の医療制度改革に伴います新規制度部分でございますが、これにつきましても、京都府国保連合会の推計値、過去の数値をもとにして行うわけでございますが、8,469

万5,000円を新規に計上いたしております。

事業目的につきましては、高額医療費の共同事業拠出金と同様であるわけですが、医療費に対する円滑な財政運営に資するため、京都府下の各市町村が共同でレセプトを、1件当たり30万円以上80万円未満の医療費を負担していくものでございます。

続いて、7ページでは、第7款の基金積立金でございますが、合併時におきまして、資金調整未配分の積立金として4,028万1,000円を計上いたしております。

同じく、7ページの第9款の諸支出金、償還金は、前年度の精算に伴いまして、国庫及び支払基金に返還金が生じたために、合計で2,298万9,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、国庫分が613万2,000円、支払基金分が1,685万7,000円でございます。

以上の歳出に見合う財源として主なものは、事項別明細書に戻っていただきまして、3ページからの歳入につきましては、第3款の国庫支出金の負担金が、歳出における高額医療費共同事業拠出金の減額に関連いたしまして、106万円の減額をいたしております。

同じく、3ページの5款の府支出金につきましても、同額の減額を行っております。

次に、同じく3ページの第6款の共同事業交付金では、1目の高額医療費共同事業交付金で674万2,000円の減額をいたしております。

一方、新規事業であります2目の国保財政共同安定化事業拠出金関連の交付金としまして、国保連合会の推計値8,666万6,000円を計上いたしております。

従いまして、新規事業におきましては歳入が歳出を上回ると、199万1,000円黒という形で、今回、新規事業については財政的に潤う形をとっておりますが、最終的にはこの事業につきましても、互助制度でございますので精算等がありまして、このバランスが崩れる可能性も含んでおるということをご理解をいただきたいと思います。

同じく、3ページの第8款の基金繰入金では、現時点での収支のバランスを図るために557万3,000円を計上し、4ページの第9款の繰越金は、前年度の決算見込み額を計上いたしております。

以上、国保の事業会計の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、同じく議案第90号でございますけれども、90号の中ほどに水色の仕切りをいれておりまして、その水色の仕切り以後が和知の診療所勘定となっておりますので、見ていただきたいと思います。

和知診療所勘定におきましては、それぞれ385万3,000円を減額補正させていただくものでございます。

それでは、事項別明細によりご説明を申し上げたいと思います。

事項別明細の3ページでございます。

今回の歳入におきましては、総額を、一般会計からの繰入金のうち、385万3,000円を減額補正させていただくものでございます。

歳出につきましては、4ページでございますが、これも一般会計同様、給与改定、人事異動に伴いますところの人件費の減額、262万9,000円を減額するものでございますし、また、賃金232万6,000円の減額につきましては、嘱託職員の退職によるものの減額でございます。

また、一番下の公課費153万円につきましては、申告によります消費税の納付金ということで、税務署への納付金を今回計上させていただいております。

以上、大変簡単ではございますけれども、よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 続きまして、議案第91号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,004万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,769万8,000円とすることをお願いするものでございます。

このたびの補正の概要につきましては、この7月に前年度の医療費支弁実績が確定いたしましたことから、その交付金、負担金の精算、また前年度決算見込みによる繰越金の整理計上を主なものといたしております。

従いまして、主な歳出は、事項別明細書の5ページの第2款でございます。諸支出金の償還金として、国・府への返還金2,992万円の計上をいたしております。

また、歳入で主なものは、3ページへ戻っていただきまして、第1款、支払基金交付金の医療費交付金の追加交付金としまして262万1,000円、同じく審査支払手数料交付金の追加交付金として15万6,000円、同じく第4款の繰入金としましては、前年度精算に伴いまして一般会計から529万9,000円を繰り入れをお願いしております。

4ページの第5款では、前年度の繰越金を計上させていただき、収支の均衡を図らせていただいております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りたいと思
います。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 議案第92号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,477万3,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を16億947万3,000円とするものでございます。

以下省略をさせていただきます、事項別明細書の3ページをよろしくお願いいたします。

歳入でございますけれども、介護給付費の増額に伴う追加でございます、款の3、国庫
支出金の国庫負担金でございますけれども、介護給付費負担金として2,600万円を追加
するものでございます。

続きまして、項の2の国庫補助金、調整交付金についてでございますけれども、925万
7,000円を追加するものです。今回につきましては、約7.12%を見込んでおります。

4ページをお願いいたします。

4ページの款の5、府支出金についてでございますが、1,625万円を追加するもので
ございます。

同じく、款の7、繰入金1,625万円を繰り入れするものでございます。これは、介護
給付費の12.5%相当分でございます。

5ページをよろしくお願いいたします。

款の8、繰越金、前年度繰越金5,573万8,000円を追加するものです。この中に
は、3,306万2,000円の返還金が含まれております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出、保険給付費の介護サービス等諸費については9,000万円の追加、高額介護サー
ビス等費につきましては3,000万円の追加をするものでございます。

8ページをお願いいたします。

款の7、諸支出金3,296万2,000円を追加するもので、総額3,306万2,0
00円とするものでございます。内容につきましては、国・府支払基金の返還金でございま
す。

以上、ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時40分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 10時25分

再開 午前 10時40分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） それでは、私からは、議案第93号及び94号についてご説明を申し上げたいと思います。

はじめに、議案第93号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、その概要をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,344万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億787万5,000円とする。2項を省略させていただきまして、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正でございますけれども、簡易水道事業債の補正前の限度額6億5,200万円を、補正後の限度額3億2,990万円に減額をいたしまして、下段であります過疎対策事業債を3億2,210万円計上させていただき、借りかえを行うものであります。

起債の方法なり、利率、償還の方法につきましては、ごらんとおりですので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

次に、事項別明細書の3ページをお開きください。

2番の歳入でございますけれども、主なものは分担金及び負担金、1目の水道事業費負担金でございますけれども、補正額を増額の3,600万円とし、補正後、4,995万円とするもので、水道管移設工事負担金で、京都府さんの方にお世話になっております畑川改修工事に伴いまして、テクノパークに送水をしている施設が支障するため、その水道管移設工事の負担金でございます。100%の負担金として計上させてもらっております。

次に、下から2段目、7款、繰越金ですけれども、補正額を増額の3,734万4,000円とし、補正後、3,736万4,000円とするもので、前年度よりの繰越金でございます。

次ページに行きまして、3番の歳出でございます。

水道管理費の一般管理費でございますけれども、補正額を増額の7,344万7,000円とし、補正後、4億2,330万7,000円とするものでございます。

4月の職員の給与の改定なり異動に伴いまして、一般職給料357万3,000円の増額

ほか、人件費におきまして759万5,000円を増額させていただくものでございます。

また、水道事業におきましては、先ほども申しましたように、委託料としまして、京都府にお世話になっております畑川改修工事に伴いまして、テクノパークへの送水管の移設の測量設計委託業務料に600万円を計上しております。

また、15番の工事請負費につきましては、4,000万円の増額を予定させていただいております。内訳といたしましては、畑川の送水管の移設工事費に3,000万円、また国道27号線の下山バイパス工事に伴いまして、ちょうど水道課の事務所のある前のあたりになるわけなのでございますけれども、導水管なり、送水管、浄水場でございまして、かなりの送水管も入っております。合わせまして4本の移設をさせていただくのに1,000万円計上させてもらっております。

25節の積立金としまして、1,985万2,000円を簡易水道事業基金積み立てに見込んでおります。

次に、2款の施設費でございますけれども、簡易水道施設費で、補正額の増減はございませんけれども、旧和知町の小畑地内の統合計画によりまして、踏切の横断が必要となりまして、JRと協議の結果、本年度中に測量設計をする必要が生じたために、工事請負費から委託料に952万3,000円の予算の組み替えをお願いするものでございます。

以上、議案第93号につきまして、簡単ですけれども、ご説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第94号、平成18年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算について、ご説明を申し上げたいと思います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,278万2,000円とするものでございます。

2項を省略させていただきまして、地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地表債補正による。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正でございます。

下水道事業債の補正前の限度額1億580万円を、補正後限度額5,290万円に減額いたしまして、これも下段にあります過疎対策事業債に5,290万円計上させていただき、借りかえを行うものでありまして、起債の方法なり、利率、償還の方法につきましてはごらんのおりですので、後でお目通しをいただきたいというふうに思っております。

次に、事項別明細書3ページをお開きいただきたいと思います。

2の歳入でございます。

6款、繰入金で、補正額を減額の85万3,000円とし、補正後、4億6,971万1,000円とするものでございまして、説明の欄のとおり、各事業それぞれの減額となる予定をしております。

次に、7款の繰越金においてでございますけれども、補正後、減額の46万5,000円となり、補正後、13万5,000円とするものでございます。

次ページに行きまして、3の歳出でございますけれども、1款、総務費、一般管理費でございます。補正額を、減額の131万8,000円とし、補正後、5,415万1,000円とするもので、これにおきましても4月の職員の給与改定によりまして、一般職給料減額の59万8,000円をはじめ、人件費を131万8,000円減額するものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、議案第94号、下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

ご審議をいただきまして、ご議決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 続きまして、議案第95号 平成18年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正については、歳入歳出それぞれ1,503万6,000円を追加させていただきまして、補正後の額を1,511万7,000円とさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書、一番最後の裏のページでございますが、歳出ということで、公有財産購入費、土地購入費に1,503万6,000円を計上させていただいております。和知地区の才原地内の土地3筆、1,668.7平方メートルについて、土地開発公社から買い戻しを行うものでございます。

この1,503万6,000円にかかわります財源の関係でございますが、戻っていただいて歳入を見ていただきますと、一つには土地売却収入95万7,000円と、繰越金1,407万9,000円ということで計上させていただいております。

特に、この繰越金の関係でございますが、移転された方からの畑地の売り払いを平成17年度に契約をいたしまして、17年度末、これはもう18年の4月になってからであったわけでございますが、売却代金を受け入れております。従いまして、予算の時期的な関係もございまして、そのまま18年度へその額を繰り越しをさせていただいたということで、この繰越金の中に先に売り払った金、1,401万7,000円が含まれておるものでございます。

この売り払った土地については、もう既に旧和知町のときに買い戻しができておった土地

を売り払ったということで、その分の財源を繰り越したものがほとんどでございます。従いまして、それと今年度に売り払うべく部分の95万7,000円、これらを合わせまして財源といたしまして、今回、土地開発公社に対して買い戻しを行うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第95号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） それでは、私の方からは、議案第96号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、その概要を説明させていただきます。

今回お願いいたします補正予算につきましては、既定の歳入歳出それぞれの額に201万円を追加し、合計額を1億5,555万9,000円と定めることをお願いするものでございます。

今回お願いいたします予算では、当初予算におきまして計画していました人員配置が、5月1日より運行を開始しました町域すべての町営バス事業によりまして、嘱託職員を2名増員いたしました。今回、2名分の嘱託賃金11カ月分を計上するために増額となるものを、主だった追加の補正として計上させていただいております。

それでは、事項別明細書の4ページをお開きいただきたいと思います。

1款、事業費でございますが、まず補正予算の中で、給料として53万4,000円の増額をお願いしておりますが、これにつきましては人事異動に伴います増額でございます。

それから、備品購入費でございますが、6月の定例会におきましてバスの購入議案をご議決いただきましたように、3台分のバスの購入費用が確定いたしましたことから生じた不用額を減額させていただいたものでございます。

また、先ほども説明させていただきましたように、7節の賃金におきまして、嘱託職員の賃金を計上させていただいたものでございます。

それでは、ページを戻っていただきまして、3ページの歳入をお開きいただきたいと思います。

先ほどもお話しさせていただいておりますように、バスの購入車両の額が確定いたしましたことから、府からの補助金でございますが、補助金の減額及びバスの事業債として、購入の事業債を充てさせていただいておりますので、その330万円を減額させていただいております。

また、前年度からの繰越金及び一般会計からの繰入金をもって歳入とさせていただいてお

ります。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第96号 町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

ご審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 引き続きまして、議案第97号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正については、歳入歳出それぞれ348万円を追加させていただきまして、補正後の額を1,865万1,000円とすることをお願いするものでございます。

一番裏のページに歳出が出てくるわけでございますが、主な補正といたしましては、財政調整期金への積立金に335万2,000円、あるいは生産基盤の振興対策事業の繰出金として13万8,000円等を計上させていただいたところでございます。

これらに対応いたします財源につきましては、戻っていただいて、前のページになるわけでございますが、主に財産の売却収入ということで、直営林の間伐材の売却収入が58万1,000円、あるいはまた緑資源公団への土地の売却収入296万5,000円、こういったものを主な財源としての歳出予算を計上させていただいたところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、第98号議案につきましてご説明を申し上げます。

平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、まず1ページをめくっていただきまして、資本的収入の企業債100万円の減額補正をお願いするものでございます。

減額になりました財源につきましては、当年度分損益勘定留保資金により補てんをさせていただくものでございます。

続きまして、2ページの第3条、企業債の補正でございます。

備品購入に係る起債といたしまして、眼底カメラに200万円、レントゲンの撮影用備品に100万円、合計300万円の計上予定をしておりましたが、レントゲン撮影用備品が起債枠から外れたことによりまして、100万円を減額するものでございます。

また、眼底カメラ購入に係る起債200万円のうち、100万円が過疎対策事業債として配分されましたので、これらを合わせまして企業債の補正をさせていただきたく存じており

ます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 寺井収入役職務代理。

○収入役職務代理（寺井行雄君） ただいま認定に付されました認定第35号 平成17年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第51号 平成17年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業決算についての17会計につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回は、冒頭、町長からもありましたように、合併後の平成17年10月11日から平成18年3月31日までの約半年間の決算でございます。新町として初めての決算となっております。従いまして、前年度との比較はできておりませんので、その点、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、認定第35号 平成17年度京丹波町一般会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

まず、1ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額68億9,523万3,147円、歳出総額64億6,808万7,304円、歳入歳出差引額4億2,714万5,843円、うち翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費繰越額1,890万8,000円、実質収支額4億823万7,843円の黒字決算となりました。

参考までに、平成17年度旧町、それから新町一般会計、単純に加えたものでございますが、歳入総額は129億8,784万8,664円、歳出総額122億4,108万4,704円となったところでございます。

それでは、14ページの事項別明細書により、歳入から款を追いまして、主なものにつきましてご説明申し上げます。

14ページでございますが、町税でございます。年間の調定額8億4,765万2,547円に対しまして、収入済額が6億237万139円、1,594万4,881円を不納欠損し、収入未済額が2億2,933万7,527円となりました。

不納欠損につきましては、個人町民税が17件、これは調定件数が17件ということです。35万7,012円、固定資産税381件、1,552万5,469円、軽自動車税12件、6万2,400円を、地方税法に基づきまして措置させていただきました。

その欠損事由といたしましては、地方税法によるものでございまして、破産、競売、相続放棄等が完了し、財産所得がないものが182件、生活保護等財産がなく、3年以内に回復

の見込みのないものが34件、居所、財産が不明のものが194件となっております。

18ページ、下段、10項の地方交付税でございますが、17億7,206万8,000円の決算となったところでございます。普通交付税におきましては、三位一体改革によりまず段階補正等の補正係数の改定や、臨時財政対策債への振りかえ等にも影響し、10億5,018万4,000円となったところです。

また、21ページ、最上段、特別交付税でございますが、合併に伴う合併特例加算分が一定前倒しで算定されたものと推測できまして、7億2,188万4,000円を受け入れたところでございます。

その下、12款、分担金及び負担金は、7,440万5,171円の決算となりました。

第1項、分担金は、2,659万3,214円で、1目、1節、農業費分担金では、平成17年度生産振興総合対策事業、堆肥舎及び舗装工事、保温設備工事、オイルタンク設置工事分担金として、農事組合法人丹波ユーキより1,144万5,400円を収納いたしております。

22ページ、2項、負担金でございますが、総額4,781万1,957円でありまして、主なものといたしましては、中段、2目、民生費負担金、保育料負担金で、5保育所、1分園で預かりました362人の保育料、現年分4,123万2,610円、過年度分9万6,000円を収納し、また64人が利用いたしました延長保育料で137万4,100円。

24ページ、5目、教育費負担金、4節、社会教育費負担金では、町内3会場で開設し、約60人が利用いたしました学童保育負担金として、172万2,850円をそれぞれ受け入れをいたしております。

下段、13款、使用料及び手数料、1目、総務使用料では、3節、地域イントラネットシステム使用料として、加入数466件のプロバイダー使用料639万9,330円を収納いたしております。

26ページでございますが、4目の農林水産業使用料、2節、農村多元情報施設使用料は、加入数1,827件のCATV使用料として、現年分、過年分、合わせまして3,466万1,750円を、また4節、農村情報連絡施設情報端末機使用料は、加入数2,277件で、現年分、過年分合計1,532万3,175円を収納いたしております。

28ページでございますが、上段6目、土木使用料、住宅使用料でございますが、3月末で管理住宅163戸中159戸の入居の状況であります。それらの町営住宅使用料、現年分、過年分合計2,840万5,155円を収納いたしております。

収入未済額は、375万4,000円でございますが、その大部分が過年度分で、その徴

収に努力をいたしているところでございます。

その下、7目、教育費使用料では、小学校使用料と社会教育費使用料の収入未済額がマイナスとなっております。これは、二重収納となりまして、会計年度中に返還できなかったことからマイナス表示になっておりますが、18年度で返還をいたしております。

少し飛びまして、32ページでございますが、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、6億1,981万1,509円の受け入れでございます。

1目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費負担金では、国民健康保険事業保険基金安定国庫補助負担金691万3,696円、35ページでございますが、支援費制度事業国庫負担金6,633万2,849円など、総額8,433万9,572円を、また35ページでございますが、3節の児童福祉費負担金では、保育所運営費国庫負担金広域入所分をはじめ、児童手当関連国庫負担金など、総額1,818万9,560円を受け入れております。

36ページ、4目、災害復旧費国庫負担金、1節、林業用施設災害復旧負担金では、明許繰越分として7,483万8,000円を、その下、2節、公共土木施設災害復旧費負担金では、過年発生災害復旧事業負担金、これは旧丹波、旧瑞穂分でございますが、8,502万8,000円を、39ページ、現年発生災害復旧事業負担金、繰越明許分として3億5,118万円をそれぞれ受け入れをいたしております。

その下、2項、国庫補助金でございますが、2目、民生費国庫補助金では、支援費制度事業として、在宅心身障害児者福祉対策に325万9,000円を、在宅福祉事業に1,084万円、合計1,409万9,000円などの補助を受け入れております。

4目、土木費国庫補助金、1節、土木費補助金では、地方道路整備臨時交付金事業として、大迫上乙見線、それから東又線工事に係る補助金、繰越分を含め、1億1,077万9,000円を受け入れております。

最下段、2節、都市公園費補助金の3,300万円は、都市公園用地買収に伴う補助でございます。

41ページ、3節、住宅費補助金でございますが、特定公共賃貸住宅建設事業国庫補助金は、和知地区木ノ上団地建設に伴う補助金で3,920万円、まちづくり交付金5,948万2,000円は三ノ宮住宅建設に係るものでありまして、用地費を除きます事業費の40%分でございます。

5目、消防費国庫補助金は、井脇、水原、鎌谷奥、東又、猪鼻地区に設置いたしました防火水槽の補助金1,261万4,000円でございます。

42ページ、3項、国庫委託金、総額575万3,288円でございますが、2目、民生

費国庫委託金、1節、社会福祉費委託金の235万5,572円は、国民年金事務に関する委託金でございます。

また、3目、農林水産業費国庫委託金は、和知地区道路情報センター管理委託金として314万9,716円を受け入れたものでございます。

次の、15款、府支出金は、総額6億7,978万2,435円でございます。

1項、府負担金の主なものといたしましては、最下段、2目、民生費府負担金、1節、社会福祉費負担金では、次のページになりますが、国民健康保険事業保険基盤安定府負担金として5,319万8,812円を、それから支援費制度事業府負担金3,288万255円が主なものでございます。

2節、児童福祉費負担金では、児童手当支給に伴う府負担金336万円余りを主なものとして、総額413万9,667円を受け入れております。

46ページの2項の府補助金でございますが、総額5億6,086万7,920円を受け入れております。

1目、総務費補助金の市町村事務処理特例交付金341万6,440円は、京都府からの権限委譲により市町村事務が増えたことから、一定助成されたものでありまして、また、市町村未来づくり交付金6,181万9,000円は、合併による電算統合に要した経費に補助を受けたものでございます。

2目、民生費府補助金は、1億3,939万7,255円の受け入れでございます。

1節、社会福祉費補助金では、34名の仲間が通所し、町内3共同作業所で取り組んでおります共同作業所入所訓練事業補助金として2,148万6,235円を受け入れております。

51ページ、2節、老人福祉費補助金では、老人医療費府補助金として、医療費の3分の2である2,211万2,676円を、在宅介護支援センター運営事業補助金として1,383万7,812円を、また53ページの上段でございますが、介護予防・地域支え合い事業補助金2,164万4,841円をはじめとしまして、総額6,150万9,237円を受け入れております。

53ページ、3節、児童福祉費補助金では、上豊田下山分園なり、桧山保育所、わちエンジェルで開設いたしております子育て支援センター事業の補助金1,212万6,000円を受け入れておるところでございます。

54ページ、5目、農林水産業費府補助金、1節、農業費補助金では、総額1億6,283万2,751円となっております。中でも、55ページ、最下段、中山間地域直接支払交

付金と直接支払推進事業補助金として6,728万4,959円を、57ページの中段でございしますが、地域課題対応型ふるさと推進事業補助金として2,357万1,000円を、最下段、儲ける京野菜づくりへの挑戦事業補助金では、和知道の駅、瑞穂道の駅に直販用の生産ハウスを設置したことの助成といたしまして248万8,000円を、59ページ、最上段の新山村振興農林漁業対策事業補助金、これは繰越分でございますが、水原地内の町道水原廻町線の拡幅舗装工事、延長660メートルの整備によるもので、4,877万4,000円を受け入れたものでございます。

その下、2節、林業費補助金、中段、森林整備地域活動支援交付金2,171万6,400円は、森林作業道、境界明示、現況調査などに対して補助を受けたものでございまして、丹波地区21協定、瑞穂地区24協定、和知地区23協定で行ったもので、総面積は2,865.92ヘクタールでございました。

その下、フォレストコミュニティ総合整備事業補助金は、平成13年度より進めております、和知地区におきます林道峰線開設工事の補助金でございまして、繰越明許分を含めまして9,891万円を受け入れております。

60ページ、7目、土木費府補助金、住宅費補助金の地域再建被災者住宅支援事業補助金は、台風23号の災害復旧に要した経費を、府の要綱に基づき、653万4,000円を受け入れたものでございます。

62ページ、11目、公債費府補助金は、同和対策事業債の償還に対する補助で、2,257万3,000円を受け入れております。

68ページでございますが、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入では、1節、土地売払収入として、瑞穂地区におけます高屋川改修に伴う用地売払収入で835万円、水原地区の歩道橋整備に伴います用地売却による収入、合わせて935万3,222円を、その下、2節、立木売払収入でございますが、町有林を関西電力に売却した252万3,000円などで376万5,300円を、また3節、建物売払収入は、歩道橋設置に伴いまして、JA梅田支所倉庫の売払収入749万円、共同牛舎の売払31万7,000円など、合計106万6,300円をそれぞれ受け入れをいたしております。

77ページ、中段でございますが、20款、諸収入、5項、雑入、7目、雑入では、府振興協会市町村等交付金1,064万623円を、79ページの上段でございますが、製造加工品等売上収入でございますが、丹波食彩工房商品の売り上げで、現年分、過年度分、合わせまして3,842万1,093円を受け入れております。

会計年度中におけます食彩の工房の来館者でございますが、1万2,872人、稼働日数

は150日でございました。

81ページ、上段、旧丹波町、旧瑞穂町、旧和知町、歳計剰余金収入は、旧町決算によります歳入歳出差引額を新町予算に受け入れたものでございまして、3町分合計3億1,961万8,117円でございます。

また、双生公園災害復旧共済金2,414万5,800円でございますが、和知地区にございます双生公園が台風23号により被害を受けたところでございますが、幸い保険に加入していたことから、共済金として受け入れたものでございます。

82ページ、21款、町債でございますが、総額18億9,920万円でございます。合併関連、庁舎改修、林道開設、農業基盤、畜産振興、府営中山間総合整備事業、農道整備、都市公園整備、防火水槽設置、災害復旧事業、臨時財政対策債等、我が町の機関事業を進めるために借入れをいたしましたものでございます。

以上、90ページ、最下段、歳入予算額69億9,796万3,000円、調定額71億5,291万4,698円、収入済額68億9,523万3,147円、不納欠損額1,594万4,881円、収入未済額2億4,173万6,670円となりました。

続きまして、歳出でございます。

まず、92ページの1款、議会費でございますが、3,960万6,790円を支出いたしております。人件費のほか、議会運営、議会活動に要した支出でございます。

94ページからの2款、総務費でございますが、主なものといたしまして、99ページ、下段、2目、文書広報費、事業費、印刷製本費でございますが、合併前の旧町広報紙の印刷とか、また旧瑞穂町広報紙の縮刷版の作成費、新町になりましてからの広報紙の京丹波印刷代で、1,242万9,502円を執行いたしております。

101ページ、最下段、5目、財産管理費委託料では、アスベスト調査業務委託料に1,008万1,050円を支払っております。これは、旧町で調査し、新町で執行した旧町の公共施設及び瑞穂支所、和知支所庁舎を調査いたしましたものでございます。

103ページの最下段、6目、企画費委託料でございますが、和知町政50周年記念史2,000部を作成したものに241万5,000円、本年2月25日に開催いたしました京丹波町合併記念式典業務委託に288万8,870円を執行いたしました。

105ページ、中段、負担金・補助及び交付金の山陰本線京都・園部間複線化事業補助金2,383万1,000円は、17年度町が支出した額でありまして、負担割合といたしましては、JR西日本3分の1、京都府3分の1、沿線市町村3分の1となっております。

その下の、京都丹波高原ロードレース助成金は、旧丹波町の持ち分でございまして、80

0万円のうち、前期分の400万円は旧町で支出し、残りの400万円を今回支出いたしましたものでございます。

なお、旧瑞穂町なり旧和知町分につきましては、既に旧町で執行いたしております。

7目、支所費でございますが、瑞穂支所並びに和知支所に関する経費でございますが、人件費なり施設の維持管理経費等に総額1億6,173万8,833円を執行いたしております。

109ページ、最下段、12目、地域振興事業費、負担金・補助及び交付金339万7,000円は、未来づくり事業補助金として、市森、グリーンハイツ、須知、蒲生、実勢の5カ所で実施をされました地域公民館の改修工事や、通学路のガードレールつけかえなどの事業に補助をいたしましたものでございます。

110ページ、13目、市町村合併推進費でございますが、合併に伴います電算統合経費や、庁舎改修工事、クライアントパソコン、住民基本台帳ネットワーク機器の導入、こういったものを主なものといたしまして、4億2,507万4,526円を執行いたしました。

113ページ、下段、15目、情報推進費、工事請負費の地域イントラネット基盤整備工事2億7,615万円は、和知地区において実施したものでございまして、光ファイバーを公民館など公共施設まで結び、インターネットや情報の取り出し、また健康相談の結果返し等に活用してまいりたいと考えております。

120ページからの4項、選挙費でございますが、衆議院議員選挙なり、京都府知事選挙、京丹波町長選挙、京丹波町議会議員選挙に、総額4,011万5,992円を執行いたしました。

128ページからの3款、民生費でございます。

131ページから、1目、社会福祉総務費、負担金・補助及び交付金では、社会福祉協議会専任職員等補助金に1,945万2,995円を、その下、扶助費では、台風23号で大きな被害を受けられました方へ、府なり町条例の定めによりまして、250万円を罹災見舞金として支出したものでございます。

最下段、繰出金では、国民健康保険事業特別会計に5,329万6,080円を、介護保険事業特別会計に1億5,339万8,360円をそれぞれ繰り出しをいたしております。

133ページ、3目、障害者福祉費、下段、負担金・補助及び交付金では、障害者共同作業所入所訓練事業等補助金として2,673万3,720円を、135ページ、上段、20節、扶助費では、重度心身障害者老人健康管理事業給付費1,552万9,889円を、心身障害者医療給付費1,730万9,173円、障害者支援費として8,001万5,66

9円を執行いたしております。

137ページ、上段、4目、老人福祉費、13節、委託料であります。現状、外出支援事業の登録者は400名でございます。利用された方々の委託料712万5,546円、また生きがい活動支援事業委託料では、丹波高原荘、長老苑、クローバー・サービス、まごころサークルあい愛などで実施いたしましたミニデイサービスとか、生きがいデイサービス等に延べ2,115人が参加され、その経費として776万5,532円をそれぞれ執行いたしましたものでございます。

最下段、20節、扶助費でございますが、65歳から74歳の方の老人医療給付として1,800万5,140円を、139ページ、28節、繰出金では、老人保健特別会計へ8,812万8,000円を繰り出したところでございます。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、報償費でございますが、これはすこやか祝金といたしまして、第1子が17人、第2子が20人、第3子以上が5人、合計42人に対しまして総額377万1,000円を給付いたしました。

141ページの負担金・補助及び交付金でございますが、これはチャイルドシート購入に際しまして、13名に対しまして13万7,821円を助成いたしました。

その下、扶助費では、京都府補助対象分の3歳未満の乳幼児医療に597万9,880円を、町単費事業であります3歳から中学校卒業時までのすこやか子育て医療費に1,614万3,838円を支出いたしました。

また、児童手当でございますが、4,087人に対します手当として、2,509万円を執行いたしております。

142ページでございますが、3目、保育所費でございます。362人の幼児を預かります5保育所なり、1分園に係ります人件費なり運営管理に1億8,051万6,273円を執行いたしております。

146ページからの4款、衛生費でございますが、149ページ、中段、1目、保健衛生総務費、負担金・補助及び交付金でございますが、船井郡衛生管理組合分担金、火葬場の維持管理分といたしまして207万円を執行いたしております。旧3町で積算され、その3分の2は旧町で支払いをし、今回、その3分の1を支払ったものでございます。

153ページ、下段、4目、環境衛生費、負担金・補助及び交付金でございますが、合併処理浄化槽設置補助金といたしまして、10人槽1基、7人槽5基、5人槽15基分として798万8,000円を、また、その下、繰出金でございますが、下水道事業特別会計に717万円を繰り出しております。

最下段、5目、診療諸費、負担金・補助及び交付金でございますが、瑞穂病院の会計運営補助といたしまして2,000万円、155ページ、最上段、瑞穂病院起債借入金利子分として1,630万6,556円を、投資及び出資金では、瑞穂病院会計出資金として企業債元金分405万6,010円を、繰出金では、国民健康保険事業特別会計繰出金といたしまして、和知診療所分3,334万5,000円を、和知歯科診療所分として576万1,000円を、合計3,910万6,000円を繰り出したところでございます。

157ページでございますが、上段の2項、清掃費、1目、じんかい処理費、負担金・補助及び交付金でございますが、船井郡衛生管理組合へ、じんかい処理分としまして4,344万9,000円を、2目、し尿処理費では、同じく船井郡衛生管理組合分担金といたしまして、し尿処理分3,234万1,000円を負担いたしましたところでございます。

また、その下、3項、上水道費、1目、簡易水道費、繰出金1億995万6,000円は、水道事業特別会計に繰り出したものでございます。

少しページをめくっていただきまして、163ページでございますが、負担金・補助及び交付金、単費、中山間直接支払事業補助金の909万5,520円でございますが、対象面積304万7,458平方メートル、うち田が301万6,196平方メートル、畑3万1,289平方メートルの補助金でございます。

その下の、新地域農業づくり営農条件整備事業補助金でございますが、鎌谷地域農場づくり協議会、三ノ宮地域農場づくり協議会に対しまして、パイプハウス3棟、トラクター1台、格納庫の整備に対しまして696万7,000円を助成いたしました。

165ページの中段、儲ける京野菜づくりへの挑戦事業補助金は、一つには就農講座実習展示ハウス整備事業としまして、パイプハウス3棟の設置に対する助成として、京都農業協同組合に154万6,000円を、直売用生産ハウス整備事業補助金として、和知ふれあい朝市の会にパイプハウス2棟設置助成、道の駅農林産物等販売部会にパイプハウス4棟の設置に対しまして218万7,000円を助成いたしました。

167ページでございますが、4目、畜産業費工事請負費でございますが、南部、北部地域の堆肥センター舗装工事に553万8,750円、ポンプ配管保温設備工事に429万1,350円、地下埋設のオイルタンク設置に1,354万5,000円、それから、オイルタンクからボイラーまでの配管工事に766万7,100円、温風配管防音設備工事に47万4,600円を執行いたしましたところでございます。

169ページ、最上段、5目、農地費工事請負費のうち、農道安栖里坂原線道路改良工事の2,629万9,350円でございますが、中山間ふるさと緊急農道整備事業として、延

長180メートル、幅員6.5メートルを整備いたしましたものでございます。

その下、負担金・補助及び交付金の南丹地区農用地総合整備事業負担金でございますが、緑資源機構が実施をしております区画整理なり農業用道路等に伴うものでございまして、17年度は竹野地区なり鎌谷中地区での区画整理46ヘクタール、丹波地区、瑞穂地区の農業用道路整備に実施をいたしましたものでございます。

負担金は、17年度全体事業費で35億円ございまして、負担率により算出されたもので、1億2,740万円を負担いたしております。

また、その下の中山間地域総合整備事業負担金でございますが、府営土地改良事業として和知地区集落道、長瀬線でございますが、この負担金で1億3,424万2,523円を負担いたしましたものでございます。

6目、丹波食彩の工房費でございますが、工房の管理運営経費に総額4,182万570円を支出いたしております。

175ページ、8目、農村情報施設管理費委託料でございますが、施設維持管理委託料として、地域有線情報システム管理委託料、下半期分2,255万2,005円を株式会社丹波情報センターに支払いをいたしております。

177ページ、9目、山村振興対策費、工事請負費では、道路改良工事に1,414万1,400円を執行しております。これは、久保農地整地工事及び繰越事業としての水原廻町線舗装工事、道路整備附帯工事、信号機移設工事等でございます。

181ページ、下段、2項、林業費、2目、林業振興費、工事請負費の林道開設工事でございますが、フォレストコミュニティ総合整備事業として和知地区で進めているものでございまして、森林管理道峰線、1工区、480メートル、2工区、延長838メートルの工事費でございまして6,043万円を、また、林道関連事業としまして坂原防火水槽整備工事に444万1,500円、合計6,487万1,500円を執行いたしております。

183ページ、負担金・補助及び交付金でございますが、緑の担い手育成事業補助金でございます。年間就労日数200日以上の方に対する社会保険掛金補助でございますが、瑞穂地区で2名、和知地区15名の健康保険、厚生年金、雇用保険を助成するものでございまして、462万6,767円を執行しております。

また、森林災害復旧事業補助金は、台風23号によります森林災害に伴います復旧費補助で、385万2,000円を和知町森林組合に支払いをいたしました。

185ページ、最下段、7款、商工費、1項、商工費、2目、商工振興費、負担金・補助及び交付金でございますが、瑞穂町商工会なり丹波町商工会に対しまして、商工会小規模事

業経営支援事業として784万1,000円を助成し、187ページ、観光費の委託料では、質志鐘乳洞の運営管理委託料として鐘乳洞公園協力会へ240万7,516円を、そのほかに施設の浄化槽なり警備委託費等で、総額312万6,871円を執行いたしております。

次の8款、土木費でございますが、193ページ、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費、工事請負費は、八田井尻線ほか19路線の道路維持修繕に4,160万9,400円を、195ページ、3目、道路新設改良費、工事請負費では、地方道路整備臨時交付金事業として、大迫上乙見線及び東又線をはじめ、地方特定道路整備事業、大迫上乙見線、町単独道路改良工事としての坂原須川線、166号線、北山線、中山線、水原上大久保線等の改良工事なり舗装工事を含め、総額3億1,351万3,550円を執行いたしました。

3項、河川費、1目、河川総務費、公有財産購入費でございますが、瑞穂地区内での高屋川改修工事に伴いまして用地を土地開発公社から買い戻しをいたしましたもので、823万4,129円を執行し、最下段、2目、河川改良費、工事請負費の728万700円は、諸内川ほか11河川の改良工事に要した経費でございます。

197ページ、最上段、負担金・補助及び交付金でございますが、高屋川農業基盤整備事業関連、河川改修負担金なり、町田橋改築工事負担金3,175万7,343円でございます。

199ページ、4項、都市計画費、2目、都市公園費、工事請負費は、須知公園の流末排水整備として604万2,750円を執行したものであり、201ページ、中段、6項、住宅費、2目、住宅建設費、工事請負費は、繰越事業として進めてまいりました三ノ宮団地の集会所建設を主なものといたしまして、3,076万2,900円を執行いたしております。

その下、9款、消防費でございますが、総額1億4,836万5,391円を支出いたしております。中でも、1目、常備消防費、負担金・補助及び交付金では、京都中部広域消防組合負担金に8,243万8,000円を負担し、205ページ、3目、消防施設費、工事負担金の2,603万200円は、先ほど申しましたように、井脇なり、水原、鎌谷奥、東又、猪鼻の5地区に耐震性貯水槽、防火水槽を設置いたしましたものでございます。

最下段、10款、教育費でございますが、教育委員会運営や、1幼稚園、8小学校、3中学校、それぞれの学校幼稚園の運営管理、教育振興や、社会教育なり、社会体育の振興、文化財保護等に要した経費で、総額3億3,688万5,388円を執行いたしました。

211ページ、最上段、1項、教育総務費、2目、事務局費、委託料でございますが、質美振興センター、丹波地区・和知地区学校施設、瑞穂中学校において実施をいたしましたアスベスト調査に355万9,500円を、工事請負費では、質美振興センター及び瑞穂中学

校施設のアスベスト対策工事を431万5,500円で実施いたしました。

少し飛びますが、236ページ、11款、災害復旧費でございます。総額3億4,368万761円を執行いたしております。

少しまたページをめくっていただきまして、239ページ、上段、2項、公共土木施設災害復旧費、工事請負費では、台風23号災害に伴います復旧事業で、道路災害復旧10件、河川災害復旧26件、橋梁災害復旧1件、合計37件に対しまして総額2億8,982万9,200円を投じたところでございます。

その下、12款、公債費は、それぞれ半期分の借入金の元利償還をいたしたものであり、11億2,240万5,588円を執行いたしております。

以上が、一般会計の歳出の概要でございます。

最下段、歳出予算総額69億9,796万3,000円、支出済額64億6,808万7,304円、翌年度繰越額2億5,887万5,000円、不用額2億7,100万696円となりました。

以上、一般会計の決算の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時30分からといたします。

中断いたしますが、よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

寺井収入役職務代理。

○収入役職務代理（寺井行雄君） 認定第36号 平成17年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

まず事業勘定でございますが、241ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額10億4,788万2,546円、歳出総額9億9,555万1,003円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに5,233万1,543円の黒字決算となったところでございます。

京丹波町の国民健康保険加入世帯は4,124世帯、被保険者は8,015人となっております。

それでは、250ページからの歳入から説明させていただきます。

合併協議によりまして、平成17年度は従前同様、旧丹波町は国民健康保険税、旧瑞穂町

及び旧和知町は国民健康保険料として徴収することとし、平成18年度から国民健康保険税として統一することになっておりますことから、本決算では税と料で徴収いたしております。

国保会計の主な財源となっております国民健康保険税及び国民健康保険料についてであります。

1項、国民健康保険税、調定額1億7,987万5,256円、収入済額1億430万8,760円、不納欠損額290万398円、収入未済額7,266万6,098円となっており、252ページ、2項、国民健康保険料では、一般被保険者、退職被保険者保険料合わせまして、調定額1億5,375万2,975円、収入済額1億2,578万664円、不納欠損額326万1,950円、収入未済額2,471万361円となっております。

そのほか、国保に関します収入といたしましては、254ページ、3款、国庫支出金3億6,805万7,161円、次のページの4款、療養給付費交付金2億7,318万8,869円、5款、府支出金7,687万9,886円、それから、258ページ、6款、共同事業であります高額医療費に対する交付金2,087万8,381円、また、その下でございますが、8款、繰入金は、5,329万6,080円を一般会計から繰り入れております。

また、263ページ、下段、10款、諸支出金、3項、雑入、5目、雑入は、旧丹波町と旧瑞穂町より歳計剰余金として2,279万6,476円を受け入れております。

以上、これらの歳入合計、最下段でございますが、歳入予算額10億4,704万5,000円、調定額11億5,142万4,233円、収入済額10億4,788万2,546円、不納欠損額616万2,348円、収入未済額9,737万9,339円となりました。

今回、不納欠損をさせていただきましたのは、調定件数で380件、人数にいたしまして61名分でございます。

続きまして、264ページからの歳出についてでございます。

歳出の主なものといたしまして、266ページ、2款、保険給付費に6億1,137万4,825円、そのうち、療養諸費に5億6,383万6,131円を、次のページでございますが、高額医療費に3,859万7,840円を執行いたしております。

最下段、4項、出産育児諸費、出産育児一時金は、33人分の390万円。

270ページ、5項、葬祭諸費、葬祭費の465万円は、93件分で、それぞれ給付をいたしたところでございます。

そのほか、3款、老人保健拠出金に1億5,452万9,009円を、その内訳といたしましては、老人保健医療費拠出金1億5,221万3,009円、老人保健事務費拠出金231万6,000円をそれぞれ拠出したしました。これは、合併後の7期から12期分でご

ざいます。

その下、4款、介護納付金につきましても、半年分の5,337万6,000円を執行いたしているところでございます。

273ページ、上段でございますが、5款、共同事業拠出金、負担金・補助及び交付金でございますが、高額医療費共同事業は府全体の互助制度でございまして、お互いが拠出し合って交付を受けるものでありまして、定められました負担割合によりまして2,229万6,051円を拠出したものでございます。

その下、6款、保健事業費、2項、健康管理センター事業費は、健康管理センターの維持管理経費、並びに健康器具講習会、シルバー体操教室など講座開設に要した経費で、304万2,975円を執行いたしております。

274ページ、7款、基金積立金の4,009万7,000円でございますが、国民健康保険、財政調整基金に積み立てたものでございます。

278ページ、9款、諸支出金、3項、繰出金では、和知診療事業勘定に940万8,000円を、和知歯科診療事業勘定に650万6,000円をそれぞれ繰り出しております。

その下、4項、旧町借入金返済金は、和知町国民健康保険事業特別会計決算が5,758万1,333円のマイナスとなり、一時借り入れをいたしてございましたことから、新町会計から返済するものでございます。

以上、これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額10億4,704万5,000円、支出済額9億9,555万1,003円、不用額5,149万3,997円となりました。

まことに簡単ですが、国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算説明とさせていただきます。

続きまして、281ページからの国民健康保険事業特別会計、質美診療所勘定でございます。

281ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1,561万9,617円、歳出総額1,097万9,338円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに464万279円の黒字決算となりました。

新町としての質美診療所の状況でございますが、合併前同様、週3回、それぞれ半日診療として運営をいたしてございまして、この間の診療実日数は69日、診療延べ患者数1,336人、1日平均患者数19人、1日平均診療収入13万5,592円、1件あたりの平均診療費9,889円となっております。

それでは、286ページの歳入でございますが、大部分を占めます1款、診療収入は1,391万5,037円、288ページ、6款、諸収入、2目、雑入では、旧瑞穂町の歳計剰余金166万652円を受け入れ、これらを主な収入といたしまして、最下段、歳入予算額1,558万円、調定額、収入済額ともに1,561万9,617円となったところでございます。

次に、290ページからの歳出でございますが、1款、総務費では、週3日診療に伴います医師、看護師、事務員の人件費や、診療所管理運営経費で495万6,084円を、2款、医業費では、医薬材料などに600万3,254円を支出いたしております。

旧町に比べ、1日当たりの患者数が5人ほど減少しておりますが、これにつきましてはインフルエンザによる患者が少なかったことが影響しているものと分析しております。

以上、これらを主な支出といたしまして、292ページ、最下段、歳出予算額1,558万円、支出済額1,097万9,338円、不用額460万662円となりました。

以上、質美診療所勘定の決算説明とさせていただきます。

続きまして、295ページからの国民健康保険事業特別会計、和知診療所勘定でございます。

295ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2億3,746万5,136円、歳出総額2億3,418万7,949円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに327万7,187円の黒字決算となりました。

新町としての和知診療所の状況でございますが、この間の会計年度間の診療実日数115日、延べ外来患者数9,166人、1日平均外来患者数は80人で、1日平均外来診療収入は79万8,932円、1日平均入院患者数は14.3人、1日平均入院診療費は15万1,156円となっております。

まず、300ページの歳入でございます。

1款、診療収入では、入院収入、外来収入、合計で1億8,134万733円でございます。

302ページ、4款、府支出金では、診療施設府補助金として576万円を受け入れ、6款、繰入金では、一般会計より3,334万5,000円を、国保会計事業勘定から940万8,000円をそれぞれ繰り入れをいたしております。

また、9款、町債では、レントゲンの導入に伴い、医療施設事業債420万円を借り入れておるところでございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、最下段、歳入予算額2億4,043万1,00

0円、調定額2億3,835万9,445円、収入済額2億3,746万5,136円、収入未済額89万4,309円となりました。

続きまして、306ページからの歳出でございますが、1款、総務費では、医師、看護師、技師、事務職員等の人件費、診療所の管理運営経費で1億2,181万6,518円を、308ページからの医業費につきましては、医薬材料費の5,623万9,813円をはじめといたしまして、総額7,017万4,491円を執行いたしております。

また、5款、諸支出金では、旧町において一時借入れをしておりました4,219万6,940円を返還いたしております。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額2億4,043万1,000円、支出済額2億3,418万7,949円、不用額624万3,051円となったところでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計和知診療所勘定の決算説明とさせていただきます。

続きまして、313ページからの国民健康保険事業特別会計、和知歯科診療所勘定について説明させていただきます。

313ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額4,939万6,397円、歳出総額4,860万2,960円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに79万3,437円の黒字決算となりました。

新町としての和知歯科診療所の状況でございますが、完全予約制でありまして、診療実日数115日、延べ患者数3,744人、1日平均患者数は33人で、1日平均診療収入21万3,793円となったところでございます。

次に、318ページからの歳入でございます。

収入のほとんどを占めます1款、診療収入は、3,499万6,011円であります。

6款、繰入金では、一般会計より576万1,000円を、国保会計事業勘定より650万6,000円をそれぞれ受け入れをいたしております。

320ページ、9款、町債では、診療台の導入に伴い、200万円を診療施設整備事業債として借入れをいたしておるところでございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、歳入予算額5,009万2,000円、調定額、収入済額ともに4,939万6,397円となりました。

次に、322ページからの歳出でございますが、1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費は、歯科医師、技工士、事務職員などの人件費、それから診療所管理運営経費で2,900万9,571円の執行であります。

324ページ、2款、医業費では、医薬品や歯科技工委託等に744万9,091円を、326ページ、5款、諸支出金では、旧町において一時借入れをいたしておりました1,210万5,898円を返済いたしてあります。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額5,009万2,000円、支出済額4,860万2,960円、不用額148万9,040円となったところでございます。

以上、和知診療所勘定の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第37号 平成17年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

329ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額12億8,820万1,556円、歳出総額12億6,613万734円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,207万822円の黒字決算でございます。

京丹波町の老人保健医療対象者は、65歳から74歳が115人、75歳以上が3,323人となっております。

それでは、334ページの歳入の事項別明細書により説明させていただきます。

1款、支払基金交付金でございますが、医療費交付金、審査支払手数料で、総額7億1,588万2,000円を、2款、国庫支出金は、現年度、過年度の医療費国庫負担金で、3億6,208万5,486円を、3款、府支出金では、医療費府負担金として1億927万2,590円をそれぞれ受け入れをいたしてあります。

336ページ、4款、繰入金では、一般会計から8,812万8,000円を、6款、諸収入では、旧町におけます歳計剰余金として1,277万9,642円を受け入れておるところでございます。

これらを主な収入といたしまして、最下段、歳入予算額14億2,848万1,000円、調定額、収入済額ともに12億8,820万1,556円となっております、

続きまして、338ページからの歳出でございます。

同じページの1款、医療諸費が老人保健特別会計歳出の大部分でございます、12億4,609万7,496円を、2款、諸支出金では1,847万7,254円を、旧町借入金返済金として執行いたしてあります。

これらを主な支出といたしまして、340ページ、最下段、歳出予算額14億2,848万1,000円、支出済額12億6,613万734円、不用額1億6,235万266円となっております。

以上、まことに簡単ですが、老人保健特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第38号 平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

343ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額8億6,594万7,321円、歳出総額8億990万9,056円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに5,603万8,265円の黒字決算となっております。

京丹波町の介護保険の現状といたしましては、本年3月末で第1号被保険者が5,462人で、うち65歳以上75歳未満の方が2,522人、75歳以上は2,940人となっており、総人口に占める割合は30.7%となっております。

また、同じく、本年3月末での要介護認定者数でございますが、2号被保険者も含めまして923人となっておりまして、75歳以上が全体の88.2%を占めている現状にあります。

また、居宅介護サービス受給者は、560人ございまして、認定者の60.7%、施設介護サービス受給者は、215人ございまして、認定者の23.3%となっている現状でございます。

それでは、歳入から説明を申し上げます。

350ページ、1款、保険料では、現年度特別徴収分9,277万7,700円、現年度普通徴収分1,549万1,500円を、滞納繰越分、普通徴収分59万300円を合わせました1億885万9,500円を収納いたしております。

ほかの収入といたしましては、3款、国庫支出金1億9,917万1,000円、次のページの4款、支払基金交付金2億3,062万6,000円、5款、府支出金9,961万1,000円を受け入れ、7款、繰入金では、一般会計から1億5,339万8,360円を繰り入れております。

また、354ページ、下段、10款、諸収入、3項、雑入では、旧3町の介護保険会計より、剰余金7,428万1,061円を受け入れたところでございます。

これらを主な収入といたしまして、最下段、歳入予算額8億6,528万9,000円、調定額8億7,450万9,921円、収入済額8億6,594万7,321円、不納欠損額175万4,100円、収入未済額680万8,500円となったところでございます。

続きまして、356ページからの歳出でございます。

358ページの1款、総務費、5項、計画策定委員会費では、平成18年度から20年度までの3カ年の指針であります第3期介護保険事業計画の策定に要した経費として、462万1,322円を執行いたしております。

最下段からの2款、保険給付費、360ページ、1項、介護サービス等諸費では、居宅介護サービス費、施設介護サービス費、福祉用具購入費、住宅改修費、介護計画費で、6億9,468万6,887円を、2項の支援サービス等諸費では、支援サービス費、福祉用具購入費、住宅改修費、支援計画費、合わせて2,995万9,148円を、ほかに、362ページ、審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費など、3,481万3,854円を負担し、保険給付費総額として、7億5,945万9,889円を執行いたしましたところでございます。

以上、これらを主な支出といたしまして、364ページ、最下段、歳出予算額8億6,528万9,000円、支出済額8億990万9,056円、不用額5,537万9,944円となりました。

以上、介護保険事業特別会計決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第39号、平成17年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

367ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額10億9,878万3,253円、歳出総額10億6,141万9,133円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,736万4,120円の黒字決算となったところでございます。

平成17年度末での京丹波町の給水戸数でございますが、丹波地区は2,425戸、瑞穂地区1,865戸、和知地区1,749戸で、合計6,039戸となっております。

丹波地区、瑞穂地区及び和知地区におきましては、統合計画に基づきまして積極的に事業展開をしております、丹波・瑞穂地区は平成25年度、和知地区は平成24年度の完成を目指して、現在事業を進めているところでございます。

374ページからの歳入でございますが、1款、分担金及び負担金、1項、分担金、水道事業費分担金の975万9,000円でございますが、グリーンハイツ区の手当金600万円と、一般家庭13ミリ・企業、事業所ですが、20ミリなり25ミリの加入分担金でございます。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料でございますが、現年度、過年度分の水道使用料、2億5,392万2,950円を受け入れており、収入未済額は現年、過年合わせまして3,833万6,694円となっております。

376ページの最上段、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、災害復旧事業国庫負担金でございますが、橋爪地内の第2取水井の制御盤等が台風23号により被害を受け、

その復旧に要した事業に対する負担金で、事業基本額の2分の1である621万8,000円を受け入れております。

その下、2項、国庫補助金では、施設整備費国庫補助金として、丹波地区、瑞穂地区、和知地区での統合整備事業に対しての補助金1億8,012万7,000円を受け入れております。

4款、府支出金の水道施設整備費府補助金は、事業費の10%を5年間に分割して交付されますことから、今回、10%の5分の1である1,478万200円を、6款、繰入金では、一般会計から1億995万6,000円を受け入れたところでございます。

378ページ、8款、諸収入、3項、雑入におきましては、旧丹波町、瑞穂町水道事業組合会計の歳計剰余金3,691万7,345円を受け入れております。

また、9款、町債の4億6,500万円は、簡易水道事業債と簡易水道施設災害復旧債として借り入れたものでございます。

以上、最下段、歳入予算額11億200万円、調定額11億3,711万9,947円、収入済額10億9,878万3,253円、収入未済額3,833万6,694円となったところでございます。

続きまして、380ページからの歳出でございます。

1款、水道管理費、1項、水道管理費、1目、一般管理費では、職員、臨時作業員等の人件費なり、水道施設各種システム管理委託料を主なものとし、383ページ、下段、工事請負費は、水道管移設工事、水道施設維持補修工事でありまして、1,358万7,837円を執行しております。

また、385ページの中段でございますが、積立金でございますが、簡易水道事業基金に1,558万7,000円を、下山グリーンハイツ簡易水道事業基金に900万円をそれぞれ積み立てをいたしております。

2款の施設費、1項、水道施設費、1目、水道施設費、委託料では、開発団地内配水管網計算業務委託、北久保配水管等測量設計委託、遠方監視装置設計業務委託などに4,071万6,900円を執行いたしました。

最下段の工事請負費の1億2,056万9,400円でございますが、新田配水池築造工事に2,671万950円を、水呑低区配水池電機計装設備工事に3,844万3,650円など、7件の工事代金でございます。

387ページ、2目、簡易水道施設費、委託料の5,019万円でございますが、和知簡易水道改良工事要点管理業務委託、並びに和知簡易水道実施設計業務委託でございます。

その下、工事請負費は、和知簡易水道改良工事でありまして、第3工区から第10工区の工事代金、総額3億4,798万7,150円でございます。

3款、災害復旧費、工事請負費の過年発生補助災害復旧工事1,365万円でございますが、旧瑞穂中央冠水、第2取水井災害復旧工事代金でありますし、過年発生単独災害復旧工事は、瑞穂中央第2取水井しゅんせつ工事費の127万3,650円、質志戸津川線道路災害復旧工事に伴う水道管復旧工事など、合わせて201万9,150円などでございます。

3款、公債費は、長期債償還元金利子で、2億55万2,878円を執行し、388ページ、5款、諸支出金では、旧町借入金の返済金として9,344万5,621円を執行いたしております。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額11億200万円、支出済額10億6,141万9,133円、不用額4,058万867円となりました。

以上、水道事業の特別会計決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第40号 平成17年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

391ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5億1,794万4,297円、歳出総額5億1,780万8,740円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに13万5,557円の黒字決算となりました。

京丹波町の下水道は、16地区の農業集落排水事業、2地区の林業集落排水事業、1地区の簡易排水事業、4地区の特定環境保全公共下水道事業の23地区でございまして、計画戸数4,472戸、加入件数3,451件、使用件数2,947件、施設使用率85.4%という現状でございます。

また、合併処理浄化槽につきましては、対象世帯が2,038戸でありまして、整備率は62.7%となっている状況でございます。

396ページからの歳入でございますが、1款、分担金及び負担金、1項、分担金では、特定環境保全公共下水道事業分として、下山処理区、瑞穂処理区の事業費分担金365万4,000円、それから新規加入分担金といたしまして10件分、100万円を受け入れております。

2項、負担金では、上下水道管布設工事負担金として、水道事業会計から107万1,000円を受け入れております。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、農業集落排水使用料では、ゼロが続いておりまして不自然な表記になっておりますが、従来は地区ごとに節を起こしておりましたが、

事務簡素化を図る上から、事業ごとに表記をいたすことになりました。

従いまして、農業集落排水使用料につきましては、401ページ、最下段から、402ページの最上段にまとめております。

それでは、401ページ、最下段の農業集落排水使用料、過年度分は、調定額827万6,380円に対しまして、23万9,440円を収納いたしております。

403ページ、最上段、現年度分でございますが、調定額4,672万1,990円に対し、4,390万3,470円を受け入れ、収納率は93.97%となっているところでございます。

2目、林業集落排水使用料でございますが、調定額79万8,860円に対し、収入済額が78万9,400円で、収納率が98.82%となっております。その下、3目、簡易排水使用料は、調定額、収入済額ともに44万2,680円であります。

405ページ、中段の4目、公共下水道使用料でございますが、特環公共下水道使用料、過年度分、調定額621万4,220円に対して、収入がなく、そのまま収入未済額となっております。

その下、現年度分は、2,977万1,070円の調定に対しまして、2,750万9,300円の収入となり、収納率は92.4%となっております。

その下、5目、浄化槽使用料でございますが、調定額1,564万2,540円で、収入済額1,542万3,550円となり、収納率98.6%となっております。

407ページの中段、3款、国庫支出金の1節、農業集落排水事業国庫補助金は、須知処理場外溝工事で252万5,000円を、2節、特環事業費国庫補助金では、瑞穂処理区三ノ宮地区の管渠工事、ポンプ施設工事、舗装工事等の事業に対する補助金で2,500万円を、3節、浄化槽事業費補助金では、橋爪、井尻など、5件の浄化槽設置補助金で761万8,000円を受け入れております。

4款、府支出金、1項、府補助金につきましては、農業集落排水、特定環境保全公共下水道、浄化槽市町村整備推進事業、それぞれの補助金として7,557万3,000円を受け入れております。

408ページ、6款、繰入金では、総額1億7,964万円を一般会計より受け入れておりますが、決算見込み精査により、最小限度の繰り入れといたしております。

411ページ、上段、8款、諸収入、2項、雑入では、旧丹波町、旧瑞穂町の歳計剰余金収入4,060万83円を含め、4,493万5,457円を受け入れたものでございます。

9款、町債では、それぞれの事業展開のために、総額8,830万円を借り入れたところ

でございます。

これらを主な収入といたしまして、最下段、歳入予算額 5 億 2, 526 万 6, 000 円、調定額 5 億 3, 750 万 4, 197 円、収入済額 5 億 1, 794 万 4, 297 円、収入未済額 1, 955 万 9, 900 円となりました。

続きまして、412 ページの歳出でございますが、上段、2 款、下水道費、1 項、農業集落排水費、1 目、施設整備費、工事請負の処理場工事費は、平成 17 年度農業集落排水事業機能強化としての須知処理場外溝工事代金の 615 万円であります。

全体事業費は 819 万円でございますが、旧町で 204 万円の前払いをいたしたところでございます。

管渠工事費は、梅田地区、国道 9 号のマンホール補修工事で、79 万 4, 850 円を執行いたしております。

2 目、施設管理費、下段の委託料は、それぞれ施設維持のため、また法の定めによります検査等の委託費で、総額 4, 076 万 147 円を支出いたしたものでございます。

417 ページ、2 項、公共下水道費、1 目、施設整備費委託料でございますが、町田橋管渠詳細設計業務、変更認可設計業務委託等に 974 万 5, 000 円を執行し、工事請負費の 4, 003 万 9, 150 円は、三ノ宮地区の管渠工事、ポンプ施設工事、舗装復旧工事や、水戸地区の管路布設工事などに要した経費でございます。

なお、一部であります 1, 553 万円は、旧町で前払いをいたしております。

420 ページ、3 款、公債費は、地方債の元金利子分総額 2 億 7, 100 万 7, 854 円でありまして、422 ページ、4 款、諸支出金 1, 581 万 3, 771 円は、旧和知町の借入金返済金でございます。

以上、これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額 5 億 2, 526 万 6, 000 円、支出済額 5 億 1, 780 万 8, 740 円、不用額 745 万 7, 260 円となりました。

以上、下水道事業特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 41 号 平成 17 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

425 ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 1, 682 万 1, 018 円、歳出総額 274 万 103 円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 1, 408 万 915 円の黒字決算となっております。

430 ページ、歳入でございますが、2 款、財産収入、1 項、財産売却収入、1 目、不動産売却収入の 1, 401 万 7, 600 円は、京都縦貫自動車道事業用地売却収入でございます。

して、ほかに基金利子や一般会計からの繰入金など、280万3,418円を受け入れております。

最下段、歳入予算額278万4,000円、調定額、収入済額ともに1,682万1,018円となりました。

432ページ、歳出の3款、事業費、償還利子及び割引料は、京都縦貫自動車道関連事業償還利子、山野草申請3園用地取得事業償還利子140万2,304円を、最下段の4款、諸支出金では、旧町借入金返済金として130万7,799円を執行いたしております。

これらを主な歳出といたしまして、最下段、歳出予算額278万4,000円、支出済額274万103円、不用額4万3,897円となったところでございます。

以上、土地取得特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第42号 平成17年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

435ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額54万2,752円、歳出総額52万5,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1万7,752円の黒字決算となりました。

440ページ、歳入の主なものは、基金繰入の49万7,000円でございますが、歳入予算額56万1,000円、調定額、収入済額ともに54万2,752円となりました。

歳出につきましては、442ページ、2款、育英費として52万円を支出いたしました。

平成17年度の育英生は、高校生が5名、大学生が2名、合計7名に対しまして、第2期分、第3期分として給付いたしましたものでございます。

なお、第1期分につきましては、旧町で給付をいたしております。

最下段、歳出予算額56万1,000円、執行済額52万5,000円、不用額3万6,000円であります。

以上、育英資金給付事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第43号 平成17年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

445ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額4,943万3,529円、歳出総額4,883万6,842円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに59万6,687円の黒字決算となりました。

バス事業でございますが、丹波地区では、町民バスとして2台で2路線を運行、瑞穂地区では6台で6路線、和知地区では5台で4路線をそれぞれ運行し、自家用バスは3台で運行

いたしました。

450ページからの歳入でございますが、1款、事業収入は、半年間の運賃収入1,624万2,410円と、スクールバス認定路線を受託運行している事業収入としまして464万7,580円の合計2,088万9,990円を受け入れております。

2款、府支出金では、市町村運行確保生活路線バス路線維持費補助金として、2,369万3,000円を受け入れたところでございます。

4款、繰入金の386万1,000円は、一般会計から繰り入れたものでございます。

これらを主な収入といたしまして、452ページ、最下段、歳入予算額5,064万円、調定額、収入済額ともに4,943万3,529円となったところでございます。

454ページ、歳出でございますが、1款の事業費は、人件費なり維持管理運営経費としまして3,852万5,979円を執行いたしております。

中でも、7節、賃金は、嘱託職員、臨時雇用職員賃金として1,525万7,529円を、その下の需用費でございますが、13台のバスの燃料費516万7,885円や、バスの修繕に401万6,911円を支出いたしたところでございます。

456ページ、2款、公債費では、長期債償還元金利子分の287万3,899円を、3款、諸支出金の743万6,964円は、旧町借入金返済金でございます。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額5,064万円、支出済額4,883万6,842円、不用額180万3,158円となったところでございます。

以上、町民バス運行事業特別会計の決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第44号 平成17年度京丹波町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

459ページでございますが、実質収支に関する調書、歳入総額206万7,908円、歳出総額206万7,908円、歳入歳出差引額、実質収支額ともにゼロとなりました。

464ページ、歳入では、1款、繰入金として、一般会計から206万7,908円を受け入れ、466ページ、歳出では、1款、事業費として、大倉ヒヨ谷開発事業償還利子に103万1,986円を、2款、諸支出金として、旧町借入金返済金103万5,922円を執行いたしております。

なお、本会計は、17年度末をもちまして廃止することになっております。

以上、まことに簡単ですが、宅地等開発事業特別会計の決算説明とさせていただきます。

ここで、財産に関する調書についてでございます。

469ページでございますが、この財産に関する調書につきましては、旧瑞穂町におきま

しては、各会計ごとに作成されておりましたが、旧丹波町なり旧和知町では、一般会計、特別会計をまとめた形で調書を作成しておりました。旧瑞穂町方式でまとめることが望ましいとは存じますが、現時点で旧丹波町、旧和知町の財産を各会計ごとに分けることは困難でありますことから、すべて町の財産という観点から、瑞穂病院会計、財産区会計を除きます会計すべての財産調書ということでご理解を賜りたいと存じます。

それでは、469ページからの財産に関する調書につきまして、決算年度中に増減のあったものを中心に報告をさせていただきます。

472ページ、473ページの公有財産の行政財産でございますが、まず土地についてであります。決算年度中、増減高の欄でございますが、その他の行政機関、警察（消防施設）の349平方メートルは、井脇、鎌谷奥、水原の3カ所の防火水槽分でございます。

その下、その他の施設の三角の3万9,555平方メートルは、区分変更によりまして、公共用財産、その他の施設へ移動させたことによります減でございます。

その下、公共用財産、学校の三角の13平方メートルは、水原地区において学校用地が国道用地となったことによるものでございます。

その他の施設では、区分変更による増加や、質美診療所、町営バス運行事業、水道事業組合などからの移動によりまして、12万3,709平方メートルが増えたもので、下段、合計で8万4,490平方メートルの増となり、決算年度末現在高としては104万3,688平方メートルとなったところでございます。

次に、建物、木造の本庁舎では、本館コピー室を解体しましたことから33平方メートルが減りまして、その他の行政機関、その他の施設では、区分変更によりまして64平方メートルの減少、その下、公共用財産、その他の施設の102平方メートルは、区分変更なり、旧瑞穂の町営バス運行事業より移動したためでございます。

下段、合計としましては、5平方メートルで、決算年度末現在高3万1,905平方メートルとなりました。

次に、非木造であります。まず本庁舎の127平方メートルは、本館の増築、渡り廊下の増築などで増えたところでございます。

その他の施設では、区分変更で、公共用財産、その他の施設へ移動させましたことから、マイナスの2,729平方メートルとなりまして、公共用財産、その他施設では、先ほどの移動分2,729平方メートルをはじめ、質美診療所、町営バス運行事業、水道事業組合などからの移動によりまして増えておりまして、8,304平方メートルとなりまして、その下、合計5,702平方メートルとなりまして、決算年度末残高は9万6,470平方メー

トルとなっております。

右の総面積では、合併時現在高が12万2,668平方メートル、決算年度中に5,707平方メートル増え、決算年度末現在高として12万8,375平方メートルとなりました。

474ページ、475ページの普通財産でございますが、普通財産では、土地だけに移動がありました。

公共用財産、その他の施設では、病院、児童福祉施設用地として606平方メートルを公社より買い戻したこと、また高屋川河川改修用地として京都府へ604平方メートルを売却したことや、旧瑞穂町、旧丹波町で調整をいたしまして、総計1,718平方メートルが増えたところでございます。

従いまして、合計欄、合併時の現在高が554万3,311平方メートルに、1,718平方メートルが加わり、決算年度末現在高としては554万5,029平方メートルとなったところでございます。

建物につきましては、増減がございません。

次に、山林であります。面積としての増減はございませんが、立木の推定蓄積高として、所有の方で1,396立方メートル、分収で250立方メートル植えたことによりまして、決算年度末現在高が16万6,348立方メートルとなりました。

物件としての地上権、476ページ、有価証券、出資による金利につきましても、決算年度中には増減がありません。

477ページの物品では、新町として、事務事業推進のために機器等をごらんのように整理をいたしたものでございます。

債権、貸付金では、奨学資金として決算年度中に9万円を貸し付け、169万3,650円の償還を受け、決算年度末現在高として1,090万5,100円となったところでございます。

478ページ、基金でございますが、不動産、土地では、決算年度中に4,551平方メートル増えまして、決算年度末現在高1万5,299平方メートルとなりまして、現金では、決算年度中に6,964万8,000円増額となり、決算年度末現在高が28億4,154万8,717円となりました。

その下の基金内訳でございますが、不動産特別会計としての土地開発基金では、決算年度中に5,330万4,688円を積み立て、決算年度末現在高として2億7,897万883円となったところでございます。

現金として、一般会計では、財政調整基金の45万円を含め、6つの基金で総額107万

7, 000円を積み立て、決算年度末現在高18億508万6, 626円となったところ
でございます。

また、特別会計におきましては、国保財政調整基金の4, 009万7, 000円を含め、
6つの基金で積み立てて、育英基金では49万2, 000円を取り崩し、合計6, 857万
1, 000円の増額で、決算年度末現在高10億3, 646万2, 091円となりまして、
一般会計、特別会計総額で決算年度末現在高が28億4, 154万8, 717円となったと
ころでございます。

479ページの物品基金運用状況でございますが、決算年度中に4万2, 170円を受け
入れ、2万9, 295円を支出いたしております。

以上、財産に関する調書の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第45号 平成17年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算につ
いて説明をさせていただきます。

499ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額149万6, 944円、歳出総額129万5, 250円、歳入歳出差引額、実質
収支額ともに20万1, 694円の黒字決算となりました。

504ページ、歳入であります。1款、財産収入、1項、財産運用収入で、3万6, 3
69円の基金利子収入、3項、財産売払収入では、17万1, 319円の立木売払収入、ほ
かに基金繰入金、旧町歳計剰余金を財源といたしまして、506ページ、最下段、歳入予算
額190万8, 000円、調定額、収入済額ともに149万6, 940円となりました。

508ページからの歳出でございますが、須知地区では、2目、財産管理費委託料で、台
風23号によります枝打ち、間伐等作業委託として17万6, 423円を、竹野地区におき
ましては、委員、補助員報酬や、小学校卒業記念品助成に12万4, 327円を支出いたし
ました。

これらを主な支出といたしまして、510ページ、最下段、歳出予算額190万8, 00
0円、支出済額129万5, 250円、不用額61万2, 750円となりました。

512ページの財産区の財産に関する調書でございますが、本財産区では、公有財産の土
地、出資による金利には増減がございませんが、最下段、基金におきまして、須知財産区財
政管理調整基金として、決算年度中に78万6, 000円を積み立て、決算年度末現在高は
6, 151万8, 115円となったところでございます。

以上、須知財産区特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第46号 平成17年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算につ

いて説明させていただきます。

515ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額32万3,403円、歳出総額28万2,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4万1,403円の黒字決算となりました。

520ページ、歳入では、5款、諸収入、2項、雑入の旧町歳計剰余金32万3,222円を主な収入といたしまして、最下段、歳入予算額32万6,000円、調定額、収入済額ともに32万3,403円となりました。

522ページの歳出、1款、総務費、1目、一般管理費、積立金では、15万6,000円の財政管理調整基金積立金を主なものとして、最下段、歳出予算額32万6,000円、支出済額28万2,000円、不用額4万4,000円となりました。

524ページの財産に関する調書でございますが、先ほどの須知財産区と同様、基金の方に移動がございましたので説明申し上げます。

最下段の基金におきまして、高原財産区財政管理調整基金として、先ほど申しましたように、決算年度中に15万6,000円を積み立てまして、決算年度末現在高を198万6,000円にいたしましたものでございます。

以上、高原財産区特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第47号 平成17年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

527ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額902万1,993円、歳出総額796万6,331円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに105万5,662円の黒字決算となりました。

532ページの歳入ですが、1款、財産収入、2項、財産売却収入として、直営林間伐材売却収入32万974円を、4款、諸収入の旧町歳計剰余金870万975円を主な収入といたしまして、最下段、歳入予算額1,292万3,000円、調定額、収入済額ともに902万1,993円となったところでございます。

534ページからの歳出ですが、1款、総務費、1目、一般管理費積立金では、財政調整基金積立金として230万円を積み立てております。

537ページ、上段の2目、財産管理費委託料は、八田の東谷直営林の間伐作業委託料としての300万円、3目、諸費では、児童遠距離通学費、集落公民館改修事業費、生産振興等振興対策費に総額146万7,450円を一般会計に繰り出しをいたしております。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額1,292万3,000円、支出

済額 796万6,331円、不用額 495万6,669円となりました。

538ページの財産に関する調書でございます。

土地及び建物には増減がございませんが、その下の山林の立木の推定蓄積量で、第1種地が90立方メートル増えまして、決算年度末現在高が3万6,437立方メートルとなりました。

また、540ページ、最下段、基金では、財政調整期金に230万円積み立て、決算年度末現在高が6,585万4,000円となったところでございます。

以上、桧山財産区特別会計決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第48号 平成17年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

541ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 2,250万8,845円、歳出総額 2,193万8,115円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに57万730円の黒字決算となりました。

546ページ、歳入でございますが、1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入でございますが、マツタケ等採取権収入として23万500円、2項、財産売払収入では、東又地内の土地を農業用道路として緑資源機構に29万7,040円で売却いたしております。

また、549ページ、4款、諸収入、2項、雑入では、旧町歳計剰余金収入として2,195万6,944円を受け入れております。

以上、これらを主な収入といたしまして、最下段、歳入予算額 3,020万円、調定額、収入済額ともに2,250万8,845円となったところでございます。

550ページ、歳出の1款、総務費、1項、総務管理費、2目、財産管理費、工事請負費では、鎌谷奥地区の東谷作業道の災害復旧工事に108万円を、下大久保地内の美山作業道の災害復旧工事に120万7,500円を執行いたしております。

また、下段、補償補てん及び賠償金の1,228万4,471円は、農業用道路拡幅に伴い処分した土地代金の一部を地元で補償したもので、東又区に支払いをいたしたものでございます。

552ページ、上段、3目、諸費、負担金・補助及び交付金では、林道整備補助金として8集落に対しまして500万円を補助し、繰出金では、明俊小学校に遊具を設置するため、一般会計に110万円を繰り出しております。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額 3,020万円、支出済額 2,1

93万8,115円、不用額826万1,885円となりました。

554ページの財産に関する調書でございますが、土地及び建物の山林でございますが、保有第2種地1万4,604平方メートルが減少し、決算年度末現在高の合計が1,613万60平方メートルとなりました。

また、立木の推定蓄積量では、第2種地で155立方メートルが増え、決算年度末現在高は1万5,912立方メートルとなりました。

最下段、基金では、財政調整基金に11万5,000円を積み立て、決算年度末現在高を4,531万1,000円といたしたものでございます。

以上、梅田財産区特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第49号 平成17年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

557ページ、実質収支に関する調書です。歳入総額901万2,009円、歳出総額854万7,366円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに46万4,643円の黒字決算となりました。

562ページ、歳入でございますが、1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入では、三ノ宮地区8集落に対しましての土地貸付収入63万円、2款、繰入金では、財政調整基金から380万円を繰り入れ、564ページ、4款、諸収入、3項、雑入では、旧町歳計剰余金442万9,202円を受け入れております。

これらを主な収入といたしまして、最下段、歳入予算額922万円、調定額、収入済額ともに901万2,009円となっております。

566ページからの歳出でございますが、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、管理会人件費、会議等に134万6,536円を、最下段、2目、財産管理費委託料では、妙楽寺地内直営林の境界立ち会い、明示などの委託に28万円、569ページ、保井谷地内直営林台風被害木の処理業務委託に8万5,000円を執行いたしております。

3目、諸費、負担金・補助及び交付金では、三ノ宮城跡整備事業に250万円を補助し、繰出金では、旧JA三ノ宮倉庫改修事業のための260万円を、三ノ宮農村公園グラウンド改修工事のために150万円をそれぞれ一般会計に繰り出しをいたしております。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額922万円、支出済額854万7,366円、不用額67万2,634円となりました。

570ページ、財産に関する調書でございますが、土地、建物において、土地には増減がございませんが、やはりその下、山林の立木の推定蓄積量で、第1種地が131立方メート

ル増えまして、決算年度末現在高が1万6,540立方メートルとなりました。

また、最下段、基金におきましては、決算年度中におきまして、財政調整基金に38万8,000円を積み立て、380万円を取り崩しまして、最終決算年度末現在高としては7,012万円となったところでございます。

以上、三ノ宮財産区特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第50号 平成17年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

573ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額274万1,430円、歳出総額229万5,912円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに44万5,518円の黒字決算となりました。

578ページの歳入です。1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入におきましては、区に対する土地貸付料として、6集落分92万8,500円を、法人に対する土地貸付料として、3法人より134万円を受け入れ、4款、諸収入、2項、雑入では、旧町よりの歳計剰余金47万2,925円をそれぞれ受け入れをいたしております。

以上、これらを主な収入といたしまして、最下段、歳入予算額274万4,000円、調定額、収入済額ともに274万1,430円となりました。

580ページ、歳出であります。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の積立金は、管理運営基金として44万円を積み立てたものでございます。

2目、財産管理費委託料は、質美、下村地区の直営林整理伐作業の委託でございまして、80万円を執行いたしております。

582ページ、3目、諸費、負担金・補助及び交付金では、貸付林等高度利用補助金として、法人等に貸し付けております土地使用料の20%を地元区に補助金として支出をいたしておりますもので、3集落に26万8,000円を執行いたしました。

以上、これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額274万4,000円、支出済額229万5,912円、不用額44万8,088円となりました。

584ページ、財産に関する調書でございます。土地の方には増減がございませんが、やはり山林の立木の推定蓄積量で、第1種地が280立方メートル増えまして、決算年度末の現在高、2万8,376立方メートルとなったところでございます。

また、586ページ、最下段、基金につきましては、決算年度中に管理運営基金に44万円を積み立ていたしましたことから、決算年度末現在高2,686万2,000円といたしたところでございます。

以上、質美財産区特別会計の決算説明とさせていただきます。

続きまして、認定第51号 平成17年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計決算報告について説明をさせていただきます。

本会計につきましては、冒頭、町長よりおわびなり説明をいたしたところでございますが、旧町決算におきまして、収益的収入としての一般会計より繰り入れしました額を過大計上いたしておりました。その額、企業債償還元金で359万377円でありまして、今回、その額を地方公営企業法に基づきまして特別損失過年度損益修正額として計上し、修正をさせていただきます。

今後は、このようなことのないよう、十分精査をいたしまして執行してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

それでは、またページを戻っていただくこととなりますが、481ページの収益的収入及び支出でございます。

収入でございますが、第1款、病院事業収益は3億4,940万2,328円となりまして、その内訳としては、その下、第1項、医業収益3億1,168万6,703円と、第2項、医業外収益3,771万5,625円でございます。

詳細につきましては、494ページの収益費用明細書をごらんください。

先ほどの481ページは、消費税を含んだ金額であります。このページは消費税が含まれておりませんので、ご了解をお願いします。

まず病院事業収益ですが、医業収益では、入院収益1億2,738万7,511円で、一般病床、療養病床、延べ7,672人の入院収入であります。

次の外来収益は、外来患者延べ1万7,201人からの収益であります。

その他医業収益は、個室の使用料、文書料、検診料などで、2,199万8,807円となっております。

医業外収益では、他会計負担金として、一般会計から運営補助金として2,000万円を、企業債利息分として1,630万6,556円を受け入れております。

そのほかには、患者外給食収益として97万4,533円を、その他医業外収益として、電気、電話、そういったものに37万7,929円を受け入れております。

以上、これらを主な収入といたしまして、収益合計3億4,821万9,126円となったところでございます。

また、もとの481ページをごらんください。

支出の部でございますが、第1款、病院事業費用が3億8,491万4,008円となり

まして、その内訳としまして、第1項、医業費用3億6,266万7,428円、第2項、医業外費用1,865万6,203円、第3項、特別損失359万377円となっております。

それでは、495ページでございますが、病院事業費用であります。医業費用では、給与費としては医師、看護師、事務員の給与手当、嘱託、臨時職員の賃金等で1億7,523万670円を、材料費としましては、薬品、診療材料、給食材料などで9,818万4,380円、次の経費では、病院維持管理経費、事務費などに5,045万3,288円、そのほかに、496ページ、減価償却費、医師の研究研修費に2,859万3,732円などを支出し、医業費用総額、最上段になりますが、3億5,246万2,070円となりました。

496ページ、医業外費用では、支払利息及び企業取扱諸費として、企業債利息に1,630万6,556円、繰延勘定償却908万6,034円を含め、総額2,767万8,359円となったところでございます。

以上、費用合計3億8,373万806円となり、収支差し引き3,551万1,680円のマイナスとなったところでございます。

ページを戻していただきまして、482ページ、資本的収入及び支出でございますが、収入では、他会計出資金に405万6,010円、支出では、企業債償還金405万6,010円、建設改良費では、機械の備品として人工呼吸器、それからまた公営企業会計システム、電算機器などの導入に1,515万3,600円を執行いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,515万3,600円につきましては、過年度分損益勘定補充資金で補てんいたしております。

財産関係でございますが、493ページ、病院では、企業債として政府資金なり、京都府、京都銀行、公営企業金融公庫より、それぞれ借り入れを行っております。

前年度末残高としては、総計13億3,375万9,712円でありまして、決算年度中に4億2,000万円を政府資金より借り入れ、一方、政府資金、京都府、京都銀行に対しまして、総額405万6,010円を償還いたしましたことによりまして、決算年度末現在高は17億4,970万3,702円となったところでございます。

また、起債前借りでございますが、前年度末残高4億2,000万円でございますが、決算年度中に本借りに移行したために、決算年度末現在高はゼロとなりました。

以上、国民健康保険瑞穂病院事業会計決算報告とさせていただきます。

以上、認定第35号から認定第51号までの各会計決算につきまして、まことに簡単ではございましたが説明させていただきました。

十分ご審議を賜り、ご認定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩いたします。

再開は、3時15分といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） それでは、認定第52号でお願いいたしております、平成17年度京都市町村交通共済組合歳入歳出決算の内容につきまして説明させていただきます。

提案理由にもありますとおり、本組合は、本年3月31日をもちまして解散したところでございます。よって、今回、認定案件として提出させていただきました決算書が最終決算となるわけでございます。

決算額は、歳入歳出とも3億4,527万7,030円でございます。

最初に、解散に至りました経緯につきまして、ご報告させていただきたいと思っております。

この組合は、日本国内で交通事故により災害を受けた組合市町村の住民またはその遺族の生活を共済し、その福祉に関する事務を共同処理するために、昭和43年4月に設立されました。

今日まで、38年の長きにわたり、共済事業として存続してまいりましたが、時代の流れとともに、民間保険の充実などによりまして、加入率は年々低下することとなり、組合として一定の役割は果たせたものとの考えから、平成15年12月の組合議会におきまして、平成16年度以降の新規加入は行わず、以後、見舞金、請求期限である平成17年度末をもって組合を廃止することが確認され、本日の決算報告となったわけでございます。

解散に伴います財産処分の方法につきましては、組合議会において、平成16年4月1日現在の構成市町村を対象として、均等割20%、累計収支割80%として計算することとされました。累計収支とは、各市町村の組合設立以降の共済掛金の額から災害見舞金の額を差し引いた額を言います。

住民が負担された共済掛金が基本原資の大部分を占めていることから、公平を期すため、累計収支が赤字の市町村には累計収支割の配分は行わないこととなっております。

本町は、旧3町がいずれも掛金以上の見舞金を受け取ったことから、均等割額622万5,000円を受け入れております。

それでは、歳入歳出決算書に基づきまして報告させていただきます。

決算書表紙をめくっていただきまして、歳入のページをお開きいただきたいと存じます。

歳入では、前年度からの繰越金が637万7,019円、財政調整期金取り崩しによる繰入金として3億3,890万円、それに諸収入として預金利子11円を加えました3億4,527万7,030円でございます。

次ページの歳出では、組合維持に必要となる議会費、総務費を合わせまして2,169万6,166円を、災害見舞金250万円を主だったものとして事業費に263万8,576円、今回受け入れをしました償還金3億2,094万2,288円、合わせまして歳出合計3億4,527万7,030円として決算報告させていただくものであります。

決算書のとおり、歳入歳出差引額はゼロ円ということになります。

それぞれの説明につきましては、決算事項別明細書、備考欄に記載いたしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

また、各市町村別の基金配分金の額につきましては、決算参考資料を添付させていただいております。

以上で、認定第52号 平成17年度京都府市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして認定いただきますように、お願いいたします。

○議長（岡本 勇君） ここで、代表監査委員に決算審査意見の報告を求めます。

人見監査委員。

○監査委員（人見 亮君） 平成17年10月11日、京丹波町が誕生いたしました。

理事者、職員各位におかれましては、新町揺籃期の慌ただしさ一つをとってみましても、大変なご苦労があったことは想像にかたくないところであります。

そのような困難を排しつつ、新町旅立ちの行政運営に当たられたことに、深く敬意を表するものであります。

本審査は、京丹波町が誕生した平成17年10月11日から平成18年3月31日までを期間とする平成17年度京丹波町一般会計と15の特別会計及び瑞穂病院事業会計の歳入歳出決算を対象に行ったものであります。

審査の期間、審査の方法、審査の結果、また各会計の歳入歳出決算の収支状況については、提出文書に示したとおりであります。

町税、保険料、使用料等の不納欠損処分や収入未済、いわゆる滞納の問題は、なかなか出口の見えにくい課題であります。問題点の内容や状況の説明を求めてみましたが、担当職員

各位の焦慮と困惑には同情を禁じ得ない面もありました。また、このような問題点を残したままでは、三位一体改革に係る税源移譲が町民税徴収にどのような構図をもたらせるのか、担当者からは切実な危機感も示されました。

町税等徴収率向上対策委員会がより効果的に機能することと、担当各位の粘り強い業務遂行に期待をいたしますとともに、ますます地方分権の時代にあつて、住民自治の精神が余すところなく涵養されんことを切望し、いましばらく推移を見守ってまいりたいと思っております。

議会において承認された事業と、その予算に基づいて執行される費用には、事業展開を支えるために要する費用と、事業そのものに要する費用とがあります。

一般管理費と呼ばれる、事業を支えるために要する費用の中で、特に職員手当の時間外勤務手当と事業費の消耗品費に注目をいたしてみました。

消耗品費では、増額補正された目が一部見られるものの、減額補正を含めて、大部分においてゆとりのある予算内決算となっております。その健全さが、経費削減の努力の結果なのか、もとよりどんぶり勘定だったのか、判然しないのは惜しまれるところであります。

今後、根拠を明確にした、高い精度の予算計上がなされることを希望いたします。

時間外勤務手当については、関係する担当者すべてと質疑を交わしました。時間外勤務手当が説明のつかないようなことであってはならないのであり、当然、逐一説明を受けました。

合併直後の錯綜する事務処理への対応、休日、昼夜を問わない突発対応、選挙対応など、やむを得ない面もあったでありますが、あえて指摘をさせていただいた点について申し述べます。

過年の傾向と実績が、時間外勤務手当の予算計上の大方の根拠でありましょうが、実績重視では慣習化、常習化に陥ることもあり、向上と改善への意欲や工夫がそがれるのではないかと。

管理職の命令によって、初めて時間外勤務を発生し、予算がなければ命令が下せないということでありましたが、そのルールが形骸化している面がありはしないか。

費用対効果の確認など、効率的な行財政のあり方に寄与すべくお迎えするのも会計検査の一つの効用でありましょうが、そんな会計検査来訪にまるで臆したかのごとく備える事務処理のために、時間外勤務がかさばったのでは笑い話にもならないのではないかと。

時間外勤務手当は、おのおのの目における幾つかの増額補正を含めて、おおむね満額の予算執行となっております。

一つだけ例外がございます。3月議会の補正予算審議において、一議員から質問もござい

ましたが、990万円の当初予算から580万円を減額補正したというものであります。余りにも根拠が薄弱であり、緊張感を欠いた当初予算の計上ではなかったかとの批判は免れないのではないかと。

デスクワークを軽量化するのは困難であります。実働化、高速化、時間規定に積然としないものがあります。個人差もございませぬ。ホワイトカラーエグゼンプションと称し、事務系職への残業手当支払免除という、とんでもない法整備が国会でひそかに議論されていると耳にしたりもいたします。管理職の方は、配下のスキルアップと適材適所の人員配置を目指し、少しでも効率化につなげていただくことを強く希望いたします。

時間外勤務手当について、縷縷申し述べたのにはわけがございませぬ。地方自治法の第2条には、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという部分がございますが、この条文の本質を概念としてとらえるのではなく、肉体化し、行為で示すことが重要でありまして、そのための第一歩が業務の効率化実現にあると考えるからであります。

入る分で賄う、いわゆるプライマリーバランスの均衡と称されるもので、それは財政の基本であります。その基本に対する敏感な姿勢があれば、バブル崩壊後の国勢は違った形のものになっていたのかもしれない。

入る部分を借金という奥の手に切りかえざるを得なかった理由の一つには、国民に対する激変緩和ということもあったと思われませぬ。経済成長期に高度化、肥大化していった地方行政の運営を地方公共団体がバブル崩壊後も維持することができてきたのは、その借金のおかげでありましたが、奥の手にも陰りが見え始めてまいりました。2010年代初頭には、プライマリーバランスの均衡を実現するとのことであり、それに向けたほんの部分的な法制度の改正さえも多くの国民に激変を強いてきております。

激変を避けるために崩してきたプライマリーバランスを、今ここに至り、にわかには均衡させるといって激変を強られるというのも、まことに皮肉なめぐり合わせであります。今後、財政再建に向けた国勢の流れが加速するのかなどどうなのか、機運が高まっている雰囲気にはないのですが、いずれにしても先行きは全く不透明であります。

京丹波町におきまして、社会保障や地域医療、あるいは均衡のある社会基盤の整備等々の事業の将来をおもんばかるとき、それらが持続可能なものとして、バラ色にはなかなか見えてまいりませぬ。むしろ、大変重苦しいものを覚えるのであります。

時勢時運を注視し、時には先取りをも辞さないほどの財政意識を町民の皆さんとも共有することによって、しなやかで足腰の強いまちづくりが達成されることを切に希望いたします。

ご多用の中、職員各位には格別のご協力を賜り、所期の目的が達せられましたことに厚く感謝を申し上げる次第です。

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

認定第35号 平成17年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第52号 平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の認定についての審査については、16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第35号から認定第52号は、議長を除く16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

大変恐れ入りますが、議員諸君は隣室の休憩室の方に集まっていただくようお願いいたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時33分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

人見代表監査委員。

○監査委員（人見 亮君） 私どもに付されました平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算の審査につきましては、去る8月31日に実施をさせていただきました。

歳入歳出決算書及び附属書類は適正に処理され、また係数も正確であることを認めました。

京都市町村交通災害共済は、昭和43年4月に京都府内の市町村で創立された地方自治法上の一部事務組合であります。組合は、交通災害共済事業の事務を共同処理することによって、日本国内で交通災害を受けた組合市町村の住民やその家族を共済することを目的として運営されてまいり、38年間にわたってその目的にかなう役割を担ってまいりました。

近年、民間保険会社等による交通災害保険が充実したことなど、組合を取り巻く環境にも変化が見られ、事業の必要性が低下したことから、平成18年3月31日をもって解散することとなったものであります。

組合の解散に伴う財産処分につきましては、既に締結された財産処分に関する協定に基づき、処理され、組合の構成団体にそれぞれ分配をされております。

以上、交通災害共済組合歳入歳出決算につきましての審査意見といたします。

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思いません。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時37分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に決算特別委員会を第1会議室において開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、座長につきましては、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員でお願いいたします。

管理職の皆さん、いましばらくちよっとこの場でお待ちいただくようお願いしておきます。

それでは、よろしくをお願いいたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 4時08分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算特別委員会が開催され、委員長、副委員長互選が行われました。

その結果、委員長に藤田正夫君、副委員長に東 まさ子さん、以上のとおり選任されたのでご報告いたします。

日程第41 報告第2号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況についてから、日程第45 報告第6号 財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況についてを議題といたします。

町長の報告を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、地方自治法の規定によりまして、出資比率2分の1以上の法人に関する経営状況につきまして、報告第2号から第6号まで、順を追って報告させていただきます。

報告第2号のグリーンランドみずほ株式会社の経営状況等につきましては、決算年度売上総利益は1億3,576万3,758円であり、運営管理に要する諸費用の合計が1億2,969万5,403円、差し引きしての利益金につきましては、606万8,355円の黒字決算となっております。

事業会計でございますが、スポーツ、レクリエーションの総合施設として、入り込み客数の増加を目指した多種の事業を展開してまいりました。

特に、道の駅「皿引」は、地元の生産者直売による野菜市などの客数が年々増加をいたしまして、安価で安心を求める利用者に好評を得ているところであります。

各施設の利用者は、一部の施設においては若干の減少も見られるところでありますが、全体といたしまして、おおむね前年を少し上回る推移をしております。

特に本事業年度は、上半期において営業収入及び利用者数は前年を上回るペースで順調に推移しておりましたが、下半期において、年末からの相次ぐ豪雪による天候不順のため、利用が激減いたしました。運動施設などを運営する会社にとりまして、悪天候は宿命的ともいえるリスクを負っているところではありますが、年間の各施設の利用者数は対前年比2%の増加であり、営業収入から見ますと宿泊部門やレストラン部門が好成績をおさめたことにより、全体といたしまして、前期と比べ6%の増加となっております。

町からの委託料は、2,500万円であります。本年9月から指定管理者として指定し、今後におきましても町内外の方々に大いにご利用いただけるように、サービスや経営面で努力を願わなければならないと思っているところであります。

スポーツの場の提供と、これに伴います食事や宿泊の場があわせてご利用いただける複合施設として、新しい町の活性化に大きく寄与できるように今後も発展を願っているところでございます。

続きまして、報告第3号の株式会社丹波情報センターの経営状況につきまして報告させていただきます。

決算年度の営業利益は3,119万9,777円であり、運営管理費に要する諸費用の合計が2,988万2,693円、差し引きしての利益金につきましては、131万7,18

4 円の黒字決算となっています。

丹波地域の有線情報システムは、3 月末時点の情報端末加入者数 2, 2 7 7 世帯、インターネット接続サービス加入者 4 6 6 世帯でございます。

業務といたしましては、加入者に対し、行政情報等、暮らしに役立つ生活情報の提供施設を管理運営いたしております。毎日 3 回の告知放送と加入者への F A X 一斉送信、インターネットシステムの管理やセンター内部及び分散局などの設備機器の点検管理をはじめ、道路工事等により支障となりますケーブルや電柱などの移設につきまして、調査、設計、施工というすべての部門につきまして実施をしております。

町からの委託料といたしましては、2, 2 5 5 万 2, 0 0 0 円であります。

今後におきましても、日常の管理運営はもちろんのこと、住民が安心して暮らせる情報の提供や、故障による利用者への利益の防止に努めていただけると存じております。

次に、報告第 4 号でございますが、財団法人丹波ふるさと振興公社に関する経営状況等についてご説明を申し上げます。

丹波ふるさと振興公社は、有料農地の保全、高齢化等に対応した農作業の受委託、担い手農家及び集落営農組織の育成、特に転作における丹波黒大豆のさらなる維持、拡大を図るとともに、機械対応による転作、営農支援など、地域特性を生かし、活力ある農村の実現を目指した事業を行っているところであります。

町からの管理運営補助金は、前年度から 1 3 7 万 1, 0 0 0 円減の 4 8 4 万 1 7 円であります。全体の決算額では、総事業収入額 8 3 7 万 1, 4 3 9 円に対しまして、支出額 7 0 8 万 2, 9 2 5 円であり、1 2 8 万 8, 5 1 4 円の黒字となっております。

主な収入でございますが、黒大豆水田作業、堆肥散布作業受託を中心に、受託金額 2 5 3 万 6, 1 2 7 円、また、町営曾根栗園の管理委託事業収入として 8 7 万 6 8 7 円であります。

今後も、農作業受委託事業の充実、丹波黒大豆の機械対応による維持、拡大を図りつつ、経営面での努力に期待をいたしているところでございます。

報告第 5 号、財団法人瑞穂町農業公社に関する経営状況につきましては、担い手の確保と育成と図り、農地の利用管理や農作業の受委託を推進するとともに、地域の特性を生かした特産物の育成、販売等を行っているところであります。

町からの事業運営補助金は、前年度から 5 2 6 万 3, 0 0 0 円増額いたしまして、3, 1 1 1 万 3, 0 0 0 円あります。全体の決算額で申しますと、総事業収入額 6, 8 5 5 万 2, 7 1 8 円に対しまして、支出額 6, 5 0 5 万 8, 0 4 5 円となっており、3 4 9 万 4, 6 7 3 円の黒字となっております。

主な事業収入といたしまして、加工品の販売額1,758万3,789円、受託事業収入等1,486万9,923円であります。

特に、農産物加工施設、マスターズハウスの販売の推進を図るため、販売促進会議を開催し、販売実績の確認や生産販売の拡大等に努めた結果、新たな販路を見出したところであります。

今後も、さらなる経営改善に向けた公社の運営を願うものであります。

報告第6号 財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況についてですが、和知町ふるさと振興センターでは、都市住民との交流、特産品の開発、普及、観光レクリエーション、農林水産業の振興など、幅広い活動を目的に農作業受託、道の駅「和」、和知山野草の森、カヌー推進事業等の業務を行っております。

町からの管理事業委託料は、前年度より224万466円減の2,875万9,949円であります。

全体の決算額では、総事業収入額3億9,384万8,881円に対しまして、支出額3億9,256万6,881円となっており、128万2,000円の黒字であります。

特に、特産館「和」は、地元の生産者直売による野菜や加工品の直売が、品ぞろえと値ごろ感から集客のかなめとなっております。

また、夏場におけるバーベキューガーデンの利用が、天候不順であったにもかかわらず、前年並みで推移しております。

山野草の森は、定期的な山野草展、季節のイベントなど、積極的な集客に努めましたが、総体的には入園者の減少が大きく響き、顕著な増収にはつながりませんでした。

事業収入は、管理委託費等を含め、3,865万4,461円となり、町からの委託料を削減した分、経費削減に努力いただきましたが、事業収支額は8万632円と赤字となり、前年を大きく下回る結果となりました。

農作業受託事業は、作業依頼件数は増えておりますが、総受託面積に大きな変化はありません。しかしながら、一昔前の受託面積からは大きく減少していることに加え、受託単価が当時に据え置かれていること等が事業収支赤字の原因となっております。

道路情報センターにおいては、収益を求める事業分野でないことに加えて、国土交通省からの委託費が年々削減されている状況であります。

今後とも、都市住民との交流、特産品の開発、観光レクリエーションの振興などの施設として、サービスや管理運営経費の節減等、経営面での努力に期待いたしているところであります。

以上、報告2号から6号までの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上で報告を終わります。

この件につきまして、もし質疑がある場合は、後日設定します全員協議会におきましての質疑とさせていただきます。よろしく願いしておきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

明日9月13日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時23分